

社団法人豊島法人会報

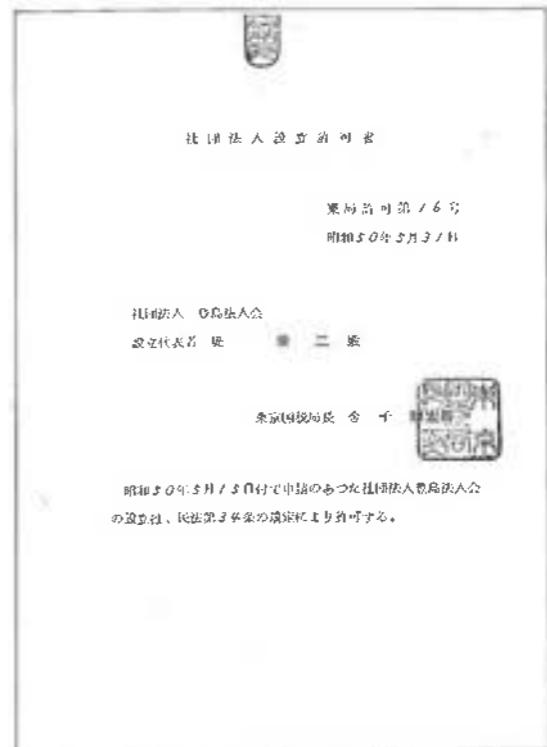
社団法人設立記念特集号



No.1 創刊号

社団法人 豊島法人会

(1)祝賀会・風景



(3)祝賀会・風景



祝賀会・風景(2)



社団法人 豊島法人会報

社団法人設立記念特集号

— 目 次 —

祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝
辞	（東京國稅不服審判所審判官）	豊島稅務署長	佐藤	七郎	三	金子	矢太郎	二	久
辞	（東京國稅不服審判所審判官）	東京稅理士会監督文部長	小島	茂	五	佐藤	七郎	三	久
辞	（東京國稅不服審判所審判官）	東京稅務署副署長	村松	猛	五	佐藤	七郎	三	久
辞	（東京國稅不服審判所審判官）	東京稅理士会監督文部長	小島	信太郎	六	佐藤	七郎	三	久
法人会の出発に当つて	社團法人 豊島法人会会长	副会長（会長代行）	今井	剛	八	佐藤	七郎	三	久
ご	挨拶	副会長	丸山	愛吉	八	佐藤	七郎	三	久
ご	挨拶	丸山	与作	九	佐藤	七郎	三	久	一
ご	挨拶	丸山	健次	九	佐藤	七郎	三	久	一
ご	挨拶	永田	宗一	一〇	佐藤	七郎	三	久	一
ご	挨拶	高村	真次	一〇	佐藤	七郎	三	久	一
法人会発足について	山村	健次	九	佐藤	七郎	三	久	一	一
着任のご挨拶	山村	九	佐藤	七郎	三	久	一	一	一
着任致しまして	豊島稅務署長	口向	堅二	一一	佐藤	七郎	三	久	一
昭和四十九年度豊島法人会定時総會議案	豊島稅務署副署長	篠崎	錠三郎	一一	佐藤	七郎	三	久	一
社団法人 豊島法人会創立総會議案	豊島稅務署副署長	篠崎	錠三郎	一一	佐藤	七郎	三	久	一
昭和五十年度及び昭和五十一年度の事業計画(案)	豊島稅務署副署長	篠崎	錠三郎	一一	佐藤	七郎	三	久	一



祝

辞

東京国税局長 金子知太郎

本日、ここに、社団法人 豊島法人会の設立祝賀式典が挙行されるに当たり、お招きを受け、お祝いを申し上げることを存知のように、我が國に申告納税制度が採用されて以来、

豊島法人会は、昭和二十五年十二月に結成以来四支部によって税務知識の普及と納税道義の高揚に尽力してこられましたが、このたび、法人会活動を更に推進するために、その一体化を図るご努力が実を結び、ここにめでたく社団法人としての資格を獲得し、本日、米ある記念式典を迎えることとなりましたことは誠に慶賀にたえません。

ご当地は、首都の北の玄関口といわれる池袋を中心として、急速な発展を遂げ、第二の副都心を目指したその発展はまことに目覚しく、従つて税務行政上に占める重要性もまた極めて大

きいものがあります。

その中にあって、豊島法人会が、このたび公益法人となられましたことは、会員の皆さま方の深いご認識とご努力によるものであり、ここに深く敬意を表する次第であります。

ご存知のように、我が國に申告納税制度が採用されて以来、既に四半世紀を経たのであります。この間に、本制度は国民の皆さま方のご理解とご協力により、逐次、国民生活の中に浸透し、着実に定着化が図られております。

私ども税務行政に携わる立場からも、この理想達成のために、日夜あらゆる努力を傾注しているのはあります。そのためには、法人会のような公益団体の力強いご協力をいただかなくてはならないものと痛感いたしております。

幸い、貴会が、今日このような誠実な納税者の方々を結集して、公益法人として発足し、社会公共のために活躍されますことは、大変心強い限りであります。

なにとぞ、これを機として税の重要性をさらにご認識いただき、税務行政に対する一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

終りに臨み、社団法人 豊島法人会 の益々のご発展と会員の皆さま方のお仕事の一層のご繁栄をお祈りいたしましてお祝いの言葉といたします。

祝

辞

豊島税務署長 佐藤七郎

(原東京国税不服審判所部長審判官)

本日、ここに、社団法人 豊島法人会の設立祝賀式典が盛大に挙行されるにあたりまして、お招きいた

だき、お祝いのことばを申しのべる機会を得ましたことは、私のこのうえない欣びであ

り、誠に光栄に存ずる次第であります。

このたび、豊島法人会が多年の宿願でありました社團化の目標を見事に達成し、去る五月三十一日、社團法人の許可を得、ここに面目を新たにして、社團法人 豊島法人会として、力

強い第一歩を踏み出すことができましたことは、誠にご同慶にたえないところであります。

豊島法人会は、昭和二十五年に青色申告納税制度がはじめて施行されるや、いち早く時代の要請に応え、区内の工業会が母胎となって創設されたのであります。

当時は、戦後の混乱期にあり、また、賦課課税制度から申告納税制度に變つて間もない折で、納税道義の昂揚と税務知識の普及が強く望まれた時期であります。

爾来、二十余年の長きにわたって、申告納税制度の確立と税務行政の円滑な運営に寄与するところ誠に顕著なものがありまし



社団化を図る機運の高まりをみせ、同年九月の臨時総会においては、会員増強運動の推進が決定され、法人会内部の組織機構の整備と支部の細分化を進めるなど、積極的にこの運動に取り組まれたのであります。

時あたかも、總需要抑制策が浸透し、不況に悩むきわめて困難な折ではありましたが、堅い团结と燃える情熱によってあらゆる障害を克服し、当初八百社であった会員数も半年後の今日では五千百余社を数え、加入率も五〇%を上回り、社団化に必要な条件を整え、一氣加成、法人会の社団化の実現をみるに至ったのであります。

このように急速に社団化が実現されたのも、会長さん、副会長さんをはじめ、本部および支部の役員の方々の並々ならぬご尽力と会員各位の深いご理解の賜ものによるものと存じます。ここに、献身的なご労苦に対し、深甚なる敬意を表するものであります。

また、今回の会員増強運動に寄せられました税理士会、税務協力団体並びに金融機関をはじめとする民間団体の積極的なご協力に対しましても衷心より感謝を申し上げる次第であります。

ご承知のとおり、当署管内は、首都の北口玄関と云われ、池袋を中心副都心として、目覚しい発展を遂げつつあります

祝　　辞

豊島都税事務所長 小 島 茂

この度、豊島法人会が、多年の念願であった法人格を取得されて、社団法人となりましたことを、心からお喜び申し上げます。

このおめでたい祝賀式典にお招き頂きましたことを光榮に存じます。社団法人 豊島法人会の皆さまには、都税の納税につきましては、常々格別のご理解ご協力をいたしておりますことを心からお礼申し上げます。

昨年度における豊島法人会のご活躍は実にめざましいものがございました。決算期到来法人説明会、源泉所得税説明会などなど、各種の説明会、研修会など、あるいは各種の催しの企画の実施など正に目を見張るものがありました。

現在、会員が五千社を超えるという大きな組織になりましたのも、会長さんははじめ、役員、会員並びに事務局の皆さまの会員による会員のための豊島法人会であるという熱意と情熱があつたなればこそと深く敬意を表する次第であります。

一昨年秋の石油ショックに端を発した狂乱物価は国民生活に大きな影響を与えましたが、都財政にも深刻な影響をもたらしました。豊島都税事務所々管に係る税収も例外ではありませんが、現年度では、どうやら見込みを達成できました。これも、ひとえに豊島法人会の会員皆さまのご理解、ご協力があつたればこそと深く感謝申し上げる次第であります。

本年も昨年に引き続き、経済を始め、万般の情勢により以上の厳しさを感じられます。この時に至り、都民サービスのための都政における都税の役

が、この地に、任意団体である豊島法人会が、公益法人に生まれ変りましたことは誠に意義深いものがあります。

新生、豊島法人会が、公益法人として、より一層の組織の拡大強化と事業内容の充実を図り、魅力ある法人会となることを切望するとともに、会員各位の企業の発展に寄与されることを願って止みません。

私ども、税務当局といたしましても、健全な納税者団体として大きく育っていただくためには、これまでに培われた相互信頼の基盤に立って、微力ながら、今後とも、会活動の活発化に積極的に協力する所存であります。

終りに臨みまして、社団法人 豊島法人会 の限りないご発展と会員の方々のご健勝を心から祈念いたしまして、祝辞といたします。

大強化と事業内容の充実を図り、魅力ある法人会となることを切望するとともに、会員各位の企業の発展に寄与されることを願って止みません。

私ども、税務当局といたしましても、健全な納税者団体として大きく育っていただくためには、これまでに培われた相互信頼の基盤に立って、微力ながら、今後とも、会活動の活発化に積極的に協力する所存であります。

終りに臨みまして、社団法人 豊島法人会 の限りないご発展と会員の方々のご健勝を心から祈念いたしまして、祝辞といたします。

大強化と事業内容の充実を図り、魅力ある法人会となることを切望するとともに、会員各位の企業の発展に寄与されることを願って止みません。

私ども、税務当局といたしましても、健全な納税者団体として大きく育ていただくためには、これまでに培われた相互信頼の基盤に立って、微力ながら、今後とも、会活動の活発化に積極的に協力する所存であります。

終りに臨みまして、社団法人 豊島法人会 の限りないご発展と会員の方々のご健勝を心から祈念いたしまして、祝辞といたします。

祝　　辞

東京税理士会 豊島支部

この度、豊島法人会が、多年の念願であった法人格を取得されて、社団法人となりましたことを、心からお喜び申し上げます。

このおめでたい祝賀式典にお招き頂きましたことを光榮に存じます。社団法人 豊島法人会の皆さまには、都税の納税につきましては、常々格別のご理解ご協力をいたしておりますことを心からお礼申し上げます。

昨年度における豊島法人会のご活躍は実にめざましいものがございました。決算期到来法人説明会、源泉所得税説明会などなど、各種の説明会、研修会など、あるいは各種の催しの企画の実施など正に目を見張るものがありました。

現在、会員が五千社を超えるという大きな組織になりましたのも、会長さんははじめ、役員、会員並びに事務局の皆さまの会員による会員のための豊島法人会であるという熱意と情熱があつたなればこそと深く敬意を表する次第であります。

一昨年秋の石油ショックに端を発した狂乱物価は国民生活に大きな影響を与えましたが、現年度では、どうやら見込みを達成できました。これも、ひとえに豊島法人会の会員皆さまのご理解、ご協力があつたればこそと深く感謝申し上げる次第であります。

本年も昨年に引き続き、経済を始め、万般の情勢により以上の厳しさを感じられます。この時に至り、都民サービスのための都政における都税の役

る私達税理士会とも、各種の運動を通じて緻密な連繋をとり、友好団体としての実を挙げるに至りましたことは相互の目的達成のため、誠に意義深いものがあり、これらを通じて、友好の絆を一層強固なものにしていく所であります。

社団法人

豊島法人会は、会員五千余名を有する、東京法人会連合会の中でも屈指の法人会に成長し、豊島区内商工業者団体としても、強大な一勢力となりましたことは、今後の販会活動をより実効あるものにすることができると期待しております。

私達税理士会におきましても、中小企業の納税相談などを通じて、その育成に努力しているところであり、販会の活動に今後とも協力することを惜むものではなく、相互の意思疎通と果敢な行動が望まれることであります。

最後に社団法人設立を期に、販会の益々の発展と会員各位のご繁栄を祈念し祝辞といたします。

祝 辭

社団法人 萩窓法人会

会長 小竹信太郎

平素から特別ご懇意をいたしています豊島法人会が、このたび東京国税局長殿より、社団法人として許可され、本日、このように盛大に、かつ意義ある式典を挙行されるにあたり、お招きをいただき、お祝いの言葉を述べさせていただく機会を得ましたことは、私の、最も光栄に存ずることでございます。

豊島法人会は、私どもの法人会と同様、わが国の税制が戦後、賦課課税制度から、申告納税制度へと画期的転換をせまられ、世の中が終戦後の極

法人会の出発に当つて

会長 堀 清二



豊島法人会が長年の念願であった社団化を実現したということは洵に近頃の快挙であり、心からお慶び申し上げます。しかし、そのことは多くの方々が述べておられる通り一朝にしてでき上がったことではなく、長い年月、そして殊にこの一年間の大変な努力と忍耐の積み上げによるものであります。

このことに携わられた副会長の皆さま、支部長、各役員の方々の献身的なご努力に改めて感謝申し上げる次第であります。更にこの間に法人会を指導して今日の輝しい成果に至らしめた豊島税務署の署長副署長を始め、幹部の皆さまのご指導には、心から敬意を表すものであります。

さて、その様な訳で

豊島の法人会は、会員の皆さまが待ちに待ち、強く念願した法人格を長い苦労の末に、東京では殆ど最後にしからず最大の会員数を擁して取得致しました、誠に慶はしいことであります。しかし、総ての手続きが終わり祝賀会も了つた今日、私は皆さまと改めて、豊島法人会とは何なのだろうということを考えてみたいと思います。

今迄の長い間、特にこの一年は法人会は社団化をする為に、会員を増すことでの終止して来ました。しかし、今日このことが達成された法人会は一体何を運動の目標にしたら良いのでしょうか。

全国には我々よりも早く社団化を成し遂げた沢山の法人会があります。しかしその先輩法人会は今一体どんな活動をしているのでしょうか。その中には年に一、二度の講演会と数度の記帳講習会で事業活動はお茶を濁し、最大の活動は幹部の親睦旅行というようなものさえあると聞いています。これに対して我が豊島法人会は次にどんなプログラムを持つていてでしょうか。

税務署と一体になつて、申告業務の明確化を計ることその為の記帳指導、勉強会が大切なことはいうまでもありませんが、それに加えて五千名を越す会員を擁する我が豊島法人会は、税制に対する適切、公平な意見を表明する法人会でありたいと思います。

我が国の経済は既に皆さまご承知の通り、高度成長から低成長へと移行しつつあり、そのような事態に対応して法人に対する税の徴収方法も大きく揺れ動こうとしています。

そのような時期に当会は、純いを新たにして再出発をした訳であります。どうか、そのような事情を踏まえて豊島は一番遅く法人化したけれど、一番良い活動をしている団体――最も法人会らしい法人会、税制に意見を述べ、中小企業の税務の砦となっている法人会といわれるようになりたいものだと考える次第です。また、その為にこの一年法人化のために表わした偉大なエネルギーを会員の皆さまが結集し、發揮されることをお願いする次第です。

度のインフレと混乱の時に、税務当局と納税者との断絶の解消、税務知識の普及、租税の合理的軽減につながる税制改正などを旗印に設立されましたから今までの長い間、税務知識の普及と納税道義の高揚に努力されました。この長い間の地味な功績が高く評価され、このたび、民法第三十四条による公益法人として、社団法人豊島法人会の誕生と相成ったわけで、まさにお喜びにたえないところであります。

衷心よりお祝い申しあげます。

これにより名実ともに公認団体として、法人会員の社会的地位は一段と高く評価され、法人会の事業活動はさらに充実され、積極的に税務行政へ参加することができるわけでございます。

ご存じのように社団法人設立につきましては、数多くの要件がございまが、なかでも税務署管内法人数の過半数を会員とするとは、言うに易く実行することは、まさに困難なことで、並々ならぬ努力と忍耐、実行力が要求されます。

豊島法人会は、税務等当局ならびに関係団体の積極的なご支援があつたことは申せ、会長さんを中心に役員、会員の皆さま方の、会員増強に対する熱意と努力がこの大偉業を成功させたわけで、心から敬意を表するものでございます。

税のよりよき理解者である法人会員をさらに多くすることにより、公平な税制要望が達成され、さらに優良申告法人を数多く育成できるわけで、そのためにも活気溢れる豊島法人会がよき指導者として、私どもをお導き下さいようお願いいたします。

終りに臨み、社団法人 豊島法人会 のご発展と会員の皆さまのご事業のご繁栄を祈念いたしまして私の祝辞といたします。

二 挨拶

副会長（会長代行）今井 剛

剛

二 挨拶

副会長丸山愛吉

社団法人豊島法人大会の設立に対する経過のご報告を致します。

この度、豊島法人大会設立に際しましては会長を始め皆さま方各位の絶大なるご協力を頂き、去る五月八日、設立総会を開催致し、本日ここにご来賓多数のご臨席を賜り、めでたく設立祝賀式典を挙行できましたことは、役員を始め会員皆さまと共に喜び申し上げる次第でございます。

かえり見ますれば、一九六〇年代終りより始まつた高度経済成長政策の中では、比較的スムーズにいっただ企業の運営もここ一年來の石油ショックに依る世界的な不況の波で健全なる経営が困難なる時代となりましたが、こゝにおいて法人会の果たす役割は非常に重要となり、またそあるべきと思って居ります。

このような意味からも会員皆さまには当法人会をフルにご活用ご利用頂き、お互いに厳しい時代を生きぬくために勉強、研究を怠ることなく健全なる成長を遂げて参り度いと存じて居ります。

本日ご来賓の国税局長殿、税務署長殿にお願い並びにご要望としまして、税の上で、側面よりご援助下されますよう宜しくお願ひ申し上げる次第でござります。

誠にまとまりのないことを申しましたが、本日の祝賀式典を無事挙行できましたことに対しましてご来賓並びに会員の皆さまに感謝申し上げる

と共に、今後一層のご援助とご協力をお願い申し上げましてご挨拶の言葉と致します。

したがいまして、従来の豊島法人大会を、発展的解消し、新たに社団法人豊島法人大会を設立し、健全な納税者の団体として豊島区内の法人に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を勧奨すると共に、租税に関する知識および理解を深めるため税制の調査研究を行ない、もって公正な税制と円滑なる税務行政の遂行に協力し、あわせて企業経営の健全なる助長に資するため、ここに社団法人 豊島法人大会を設立することになりました。

以来鋭意努力を致して参りましたが、尚関係ご当局には何時もあたたかいご指導を賜りながら、昨年九月の臨時総会におきまして、元の池袋・栗鶴・長崎・高田の四支部を、各町の丁目別支部にあらため、七十四支部を新たに新設し、支部長、副支部長、役員全員の皆さまのご協力をえて会員増強、五、一〇〇名突破の大事業に取組んで参りました。

申すまでもなく税理士会並に諸先生方豊島全域に亘る金融機関、業種別団体、各部会、商店会および連合会、町内会長さまなど等豊島あげてのご協力のお蔭をもちまして、三月末には念願の五、一〇〇会員の目標突破

を果すことができまして心から皆さま方に厚くお礼申上ます。

さて、私共も皆さま方もまちにまちました社団法人の許可が昭和五〇年

五月三十日付で金子東京国税局長殿より許可になつて参りました。

ここに名実共に社団法人 豊島法人大会が創立完成を見たのでございま

す。

思えば今日この喜びは、会員の皆さまを始め支部長、副支部長、役職員の皆さま、そしてあたゞかくご指導下さいました監督官庁の皆さま、真

實にありがとうございました。

二 挨拶

副会長 高村与作

この度、豊島法人大会 社団法人設立祝賀式典を行うことができまして誠におめでたくご同慶に存じます。

さて、当時の式典に當り、ご来賓としてご臨席賜りました金子東京国税局長殿をはじめ、佐藤豊島税務署長、同幹部署員ご一同殿、小島東京都豊島税務事務所長殿、豊島警察署長殿、豊島消防署長殿、前法人会々長関係、各團休長の皆さまのご出席を賜りまして、誠に光榮に存しました。

今日を迎えます約八ヶ月間、会員増強に全力をつくし、五千数百社の会員になりましたのは税務当局の格段のご協力は申すに及ばず、税理士会、商工会、商店会、業種別組合、特に法人会支部長、副支部長及び一般会員のお骨折りで社団化に成功致しましたが、色々ご無理の点がありましたことでしょう。さぞ、ご立腹のこともあったものと、副会長の一人として責任を感じ、ここに深くお詫び申しあげます。

祝賀式典当日は、広い会場が満席の盛況と相成り、國民としての適正納

二 挨拶

副会長 田村健次

このたび、豊島区内にあって営業を続けております私たち法人各社が、その社団法人化のために、この八ヶ月間、大いに努力し、五、一〇〇社を越える仲間を結集し、遂に、社団法人 豊島法人大会 がここに設立許可されましたことは、まことに画期的なことでありましょう。

これからは、会員の利益代表として事業活動を活発に行って行きたいと思ひますので、よろしくお願ひ致し、お礼のご挨拶と致します。

終りに、貴社のご発展とご健勝をお祈りして私の挨拶の言葉と致します。

このたび、豊島区内にあって営業を続けております私たち法人各社が、その社団法人化のために、この八ヶ月間、大いに努力し、五、一〇〇社を越える仲間を結集し、遂に、社団法人 豊島法人大会 がここに設立許可されましたことは、まことに画期的なことでありましょう。

高度成長経済から低成長経済の時代への移行の中で、税の問題は、国、地方自治体、私たち納税者のそれぞれの立場から極めて重大な諸問題を抱えていると思います。

國の悩み、地方自治体の悩み、それに私たち納税者の悩みを、この法人会を通じて相互に解消して行くことこそ、法人会の眞の設立意義に沿うものと確信します。

金子国税局長殿をはじめ各ご来賓の方々のお祝辞を戴きましたが、私たちまた眞の税の適正化のために、力を合せて努力しなければならないと考えるものであります。

会員の方々の積極的な協力を希望して止みません。

ご挨拶

副会長 永田宗一

ご当局の格別なご指導を得まして、このたび、めでたく、社団法人 豊島法人会が設立と相成りました。ご同慶に存じあげます。

ここに、法人事業の重大性を記念して、盛大なる祝賀式も開催され、全員のご熱心なご協力とお骨折に対しまして、私は、心から感謝申しあげます。

今後は会員の皆さまと共に、相協力致しまして、税の本質を充分研究して、社会生活に必要な納税ができる法人会員になれますよう一そうの努力を致したいと念願致す次第であります。

法人会発足について

副会長 真々部 真光

豊島法人会は、このたび一大飛躍をして社団法人として発足することになりました。

みなさまと共に喜びに堪えない次第です。そこで、今後の社団法人 豊島法人会について考えてみたいと思います。

戦後、日本は新しく民主主義国家として誕生し、国政には私共の選んだ代表者が参画し、国会において税法も度々審議され、時代の変化と共に改正され今日に至りました。

着任のご挨拶

豊島税務署長 日向堅二



私は、去る七月の異動により佐藤前署長の後任として当署に着任して参りました日向でございます。

社団法人 豊島法人会の皆さまには、税務行政に対し常に多大のご協力を賜っていることをつぶさに知り、意を強くするとともに、

前任署長同様、今後ともよろしくお願ひ申し上げる次第であります。

さて、会員の皆さまもご承知のように一昨年頃からのエネルギー問題や公害問題など、新しい多くの諸問題が次々提起されて参りましたが、同時に経済面でも、これまで十数年に亘る高度成長時代から一転して安定成長時代へと時代が大きく移り変わろうとしております。

租税は、皆さまの社会資本の形成や、社会福祉の充実など、あらゆる方面で社会共通の費用を賄うため、応分の負担を求めているものであります。景気の低迷期における財源の確保は、自然増収が期待できませんので必ずしも楽観を許せない情勢にありますが、私共、税務にたずさわる者と致しましては、このような時期にこそ経済の流れをよく見究めて適正、かつ柔軟な考え方を以て事を円滑に処理するように心掛けるとともに、税務の執行に当りますは、皆さまと私共税務当局の間で、永年かかるて培われた相互信頼の絆を、さらに一層強固にして乗り切っていくことが最も大切であるものと信じております。

私共納税義務者の税負担についても、自主申告納税制度という制度になります。これも二十五年を経過して参りました。

また長い間の成長経済時代も終り、昨年より低成長経済時代に入り、國も地方自治体にも税収の落込みがひどく、国税も地方税も新しい財源を求めて、国会などの論議が活発化することは必至の情勢にあると考えられます。

この不況低成長経済における売上、生産等の減少と中小法人にも多難な時代となりました。昨年より国税局税務署内によりよく税法を理解して頂くためにと申告指導官という制度が発足し、法人会活動を積極的に支援致します。

私はこの度、法人会税制担当副会長として申告指導官と共に新設法人、決算法人の説明会に度々参加致しておりますが、参加法人の大多数が、大変税法についてわかりやすく税務経理上も大変勉強になったと好評を得て居ります。こうして社団化になった法人会を、税務研修の場として参加し、また、不況の中の税負担の増大と中小法人には困難な時代となりましたが、国政にも地方自治体に対しても全国法人会と共に中小法人に対する税負担の軽減運動も押し進めて行きたいと思います。

このようなかにおいて、私たちは法人会の皆さまと共に企業の繁栄を図って行きたいと思います。最後に、法人会社会化に多大なるご支援を頂きました行政当局、友好團体に感謝申し上げると共に、皆さまのご健康とご発展を祈念いたしまして私のごあいさつといたします。

×

×

×

×

着任致しまして



豊島税務署 副署長 篠崎 錠三郎

このたびの定期異動で、沢口副署長の後任として、日高署から参りました篠崎でございます。

この引締まる思いでございます。

戦後、停滞を知らずに成長路線を歩んで来た日本経済の、石油危機を境にして、零成長時代に入つたといわれ、長いトンネルに入つたまゝ、出ぬき戻しを続けています。最近の税務行政は、指導七分、調査三分で運営されております。

適正公平な課税は、租税の原則ですが、申告納税制度のもとでは、調査は二義的であって、指導が本末のあり方といわれています。二十五年を迎えて、漸く定着したといわれ。最近の税務行政は、指導七分、調査三分で運営されております。

豊島税務署においても、統括官を業種分担として、責任体制を明確にするとともに、申告指導官四名を配置して、積極的な指導体制を採用するといたしました。

豊島法人会は、去る五月末、念願の社団化を達成され、名実ともに公益

法人として発足されたと承っております、その会員数も五千を超える都内でも有数の法人会と聞いております。
税金は社会共通の費用を購う会費であるとの認識と、税を自らのものとする会員の皆々さま方の理解の賜物と、深く敬意を表する次第であります。

着任して一ヶ月になりますがこの間、三回程幹部会に臨席させて頂きましたが、熱氣溢れる討論もしばしばで、幹部の皆さま方が、会員の期待する法人会づくりに努力している態度に深い感銘を受けた次第であります。

厳しい不況下で、会員の中には、法人会どころではないと考えておられる方も少くないと思いますが、いまこそ、法人会の存在価値を示す好機と思われます。

法人会に対しては、努をあげて協力いたしたいと存りますので会員各位の团结を切に期待して止みません。

終り臨み、皆さま方の健康と、企業の発展を祈念して、着任のご挨拶といたします。

※

※

※

※

※

※

※

昭和四十九年度豊島法人会定時総会議案

とき・昭和五十年五月八日
ところ・東京信用金庫本店

昭和四十九年度

豊島法人会定時総会次第

- 一 開会の辞
- 二 会長あいさつ
- 三 議長選出
- 四 議事録署名人選出
- 五 議事
- 六 閉会の辞

第一号議案 昭和四十九年度事業報告承認の件

第二号議案 昭和四十九年度収支決算報告承認の件

第三号議案 その他

六 閉会の辞

昭和四十九年度事業報告

自 昭和四十九年四月一日
至 昭和五十年三月三十一日

一 概況

昭和四九年度の経済は、石油事情に端を発した物価の異常な高騰により、金融、財政の

両面から総需要の抑制が実施された結果、中小企業の資金繰り、採算面への影響が現われてきております。
景況は引締基調から緩和基調へと、なだらかに移行していく方向にあるものと考えられておりますが、なお、冷静に経済情勢を見究め、高度な経営方策をもつて弹力的に対処していくことが必要であるものと思われます。

この時にあたり、法人会では企業経営の健全化を図り、併せて納税協力団体としての自覚と責任において、企業の共存共栄とすべての法人に誠実な記帳、適正な申告の普及徹底を図るため、税務ご当局のご協力を得て、税法その他万般にわたり説明及び相談に応じてまいりました。

又特に本年度は、区内在住の法人の過半数

を法人会員とし税の良き理解者を一人でも多くする使命と責任をもつて会員増強運動を実

施するとともに、法人会の積年の宿願でありました公益法人化をめざし、会員各位、役員一丸となって、かつてない程強力な活動を積極的に実施してまいりました。

① 会議など	項目	回数	人員
総会(臨時総会含む)	二	三五〇	一八七
本部役員会(委員会含む)	一八	一八七	八五〇
正副支部長会	五	八五〇	五七九
連絡協議会等	二六	二六	五七九

② 説明会など		① 項		③ 決算期到来法人説明会		④ 新設法人説明会		⑤ 準算期到来法人説明会		⑥ 源泉所得税説明会		⑦ 業種別説明会		
改正税法等説明会	その他の説明会	記帳指導の状況	改正税法等説明会	新設法人説明会	決算期到来法人説明会	新設法人説明会	決算期到来法人説明会	新設法人説明会	源泉所得税説明会	業種別説明会	業種別説明会	業種別説明会	業種別説明会	
中小法人の自計能力養成のため、税理士による無料記帳指導を委嘱	公の御協力により無料記帳指導を委嘱	引締時ではありましたが、会員一社貸付額二〇〇万円の融資を受けられました。	金融機関のご理解	ご協力により、金融	ご協力により、金融	ご協力により、金融	ご協力により、金融	ご協力により、金融	ご協力により、金融	ご協力により、金融	ご協力により、金融	ご協力により、金融	ご協力により、金融	
④ 法人会ローンの利用状況	⑤ 大型保障保険制度の利用状況	⑥ 研修会の開催	⑦ 税制改正要望について	⑧ 経済問題講演会を元大蔵事務次官吉国二郎氏に講師をお願いいたしました。	⑨ 税制改正要望について	⑩ 税制改正要望について	⑪ 税制改正要望について	⑫ 税制改正要望について	⑬ 税制改正要望について	⑭ 税制改正要望について	⑮ 税制改正要望について	⑯ 税制改正要望について	⑰ 税制改正要望について	
委嘱件数	七〇件	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員
回数	六二四	一一三四	一一三一	一一二八三	一一一九〇	一八〇	一八〇	一九〇	二八三	二三一	二五二	二三九	二三九	二三九

定2号議案(付)

財産目録

<昭和50年3月31日>

(単位円)

科 目	摘要	要	金 額
現 金			69,884
当 席 預 金	三 和 銀 行 池 袋 支 店	264,200	264,200
普 通 預 金	三 井 銀 行 池 袋 支 店	203,020	
	安 田 信 托 銀 行 池 袋 支 店	1,072,748	
	和 銀 行 池 袋 支 店	335,435	
		12,667	1,623,870
郵 便 振 替 賞 金			1,840,922
定 期 預 金	三 菱 銀 行 池 袋 支 店	1,000,000	
	東 京 信 用 金 庫 本 店	2,000,000	
	東 京 信 用 金 庫 東 池 袋 支 店	2,000,000	5,000,000
未 収 全 費 器 具 金 備 品			1,272,000
	事務用机、椅子6組	52,000	
	計算器 1	5,000	
	リコピ 1	45,000	
	宛名印刷機	28,800	
	鉄製書箱(小)	7,500	
	鉄製書箱(大)	10,000	
	応接セット 1組	5,000	
	ガスストーブ 2	13,000	
	裁断器 1	10,500	
	電気時計 1	4,800	
	ソロバン 1	3,000	
	ザブトン 20	12,000	
	勝手板 1	7,000	
債 権	電 信 電 話 債		203,600
			10,000
預 け 敷 金	事務所賃借敷金		700,000
電 話 加 入 権			78,000
前 受 会 費			△5,560,000
合 計			5,502,476

以上のとおり報告いたします。

昭和50年5月8日

豊島法人会

会長

堤 清

二

会計理事

田 健

次

〃

村 武

夫

鈴木

健

輝

豊島法人会

監 事

栗 原 边

輝

定2号議案

昭和49年度収支決算報告

(自 昭和49年4月1日)

(至 昭和50年3月31日)

1 収入の部

款	項	目	本年度予算額	本年度決算額	摘要
収 入	前年度繰越金		2,513,314	2,513,314	
	会 費 収 入		11,600,000	12,303,253	
	雑 収 入		400,000	700,000	
	(計)		14,513,314	15,516,643	

2 支出の部

款	項	目	本年度予算額	本年度決算額	摘要
本 部	会 議 費	総 会 費	200,000	70,160	
		役 員 会 費	200,000	52,470	
		その他の会議費	500,000	302,201	
		(小計)	900,000	424,831	
運 営 費	給 料 手 当		4,770,000	6,849,675	
	福 利 厚 生 費		100,000	539,167	
	印 刷 費		400,000	381,473	
	通 信 費		600,000	508,842	
	旅 費		100,000	67,190	
	連 合 会 費		200,000	331,798	
	事 務 費	事 務 所 費	1,200,000	846,428	
		器 具 備 品 費	300,000	394,671	
		消 耗 品 費	120,000	178,588	
		涉 外 費	400,000	16,726	
		郵 便 振 替 手 数 料	150,000	151,755	
		退職給与積立金	400,000	200,000	
		雜 費	300,000	416,076	
		(小計)	9,040,000	10,882,389	
事 業 費	講 演 会	会員増強推進費	1,000,000	999,482	
		講演会説明会	300,000	302,475	
		通 信 費	0	484,612	
		印 刷 費	0	807,350	
		事 業 共 催 費	200,000	0	
	そ の 他 事 業	会 報 関 係 費	1,000,000	1,000,000	
		広 報 費	1,000,000	179,460	
		(小計)	3,500,000	3,779,729	
		(合計)	13,440,000	15,086,949	
	予 備 費		1,073,314		
	合 计		14,513,314	15,086,949	
	緑 越 金			429,698	
	合 计		14,513,314	15,516,647	

豊島法人会臨時(解散)総会議案

とき・昭和五十年五月八日
ところ・東京信用金庫本店

項目	回数	人員
本部役員会(委員会含む)	四	二一
連絡協議会等	四	四〇
② 説明会等	一	四七

豊島法人会臨時(解散) 総会次第

一 開会の辞 会長あいさつ	二 議長選出	三 議事録署名人選出	四 議事
第一号議案	昭和五十年度事業報告承認の件	第二号議案	昭和五十年度収支決算承認の件
第三号議案	豊島法人会残余財産を社団法人豊島法人に寄付の件	第四号議案	社団法人豊島法人会許可申請につき豊島法人会解散承認の件
六 閉会の辞			

一 概況
自昭和五十年四月三十日
至昭和五十年四月三十日

一 景況は緩和基調に逐次変化してゆく方向に

昭和五十年度事業報告

又、他方本年度も前年度に引き続き豊島法人会の社団化をめざして、会員増強運動を強力に実施してまいりましたが、このたび永年の念願がかない税務御当局、東京税理士会豊島支部ならびに、区内金融機関等関係官公署及び関係諸団体の方強い御支援を得ましてこにようやく会員数は五、一〇〇社と区内法人の過半数を超えることができました。

ここに社団法人としての設立申請の時が到来しましたことは、ひとえに会員各位の絶大なる御理解と御協力の賜と存じ厚く御礼申し上げます。

豊島法人会は、今後は公益法人として会員の皆様の事業經營に直結する事業活動をより一層活発に続けてまいります。

① 二 行事
② 会議等

豊島法人会解散に関する件
昭和五〇年五月八日開催の豊島法人会臨時総会において、本件が可決されたときはつきの条件を付して解散するものとする。
この臨時総会終了後、直ちに開催される社団法人豊島法人会創立総会において所定の報告議案等總てが承認可決されたとき、これを東京国税局長宛に許可申請することとし、これが正式許可のあったとき、その許可当日付をもって解散すること。

あると思われますが、まだまだぎびしい經濟情勢下にあります。

この時にあたり豊島法人会は前年度に引き会員の皆様の企業經營の健全な発展に資するために税務御当局の御協力を得て種々事業活動を行ってまいりました。

又、他方本年度も前年度に引き続き豊島法人会の社団化をめざして、会員増強運動を強力に実施してまいりましたが、このたび永年の念願がかない税務御当局、東京税理士会豊島支部ならびに、区内金融機関等関係官公署及び関係諸団体の方強い御支援を得ましてこにようやく会員数は五、一〇〇社と区内法人の過半数を超えることができました。

ここに社団法人としての設立申請の時が到來しましたことは、ひとえに会員各位の絶大なる御理解と御協力の賜と存じ厚く御礼申し上げます。

豊島法人会は、今後は公益法人として会員の皆様の事業經營に直結する事業活動をより一層活発に続けてまいります。

① 二 行事
② 会議等

昭和50年度収支決算報告

自昭和50年4月1日
至昭和50年4月30日

1 収入の部

款	項	目	本年度決算額	摘要
収入	前年度繰越金		429,698	
	会費収入		10,266,260	
	雑収入		195,500	
	計		10,891,458	

2 支出の部

款	項	目	本年度決算額	摘要
本部運営費	会議費	会議費 (小計)	194,163	
	事務費	給料手当 福利厚生費 連合会事務所費 器具備品費 消耗品費 郵便振替手数料 雜費 (小計)	879,212 163,191 42,000 137,346 493,500 37,490 27,130 13,028 1,987,069	
事業費	その他事業費	会報関係費 (小計)	630,070	
		合計	2,617,130	
	繰越金		8,274,328	
	合計		10,891,458	

(会員の表决権)

第二七条 会員は、各一個の表决権を有する。

2 会員は、前項の表决権を行使するため、総会に各一名の代表を出席させる。

3 会員は、委任状をもつて、総会における表决権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合委任した会員は出席したものとみなす。

(総会の議事)

第二八条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するとところによる。

(総会の付議事項)

第二九条 総会は、この定款に別段の定めがあるものほか、次の事項を決議する。

(1) 事業報告及び事業計画
(2) 決算及び収入支出予算
(3) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
(4) その他会長が必要と認めて付議し

これを管理する。
(資産の区分)
第三七条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の二種類に区分する。

2 基本財産は、財産目録のうち基本財産の部に記載する財産、及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用の制限)

第三八条 基本財産は、これを消費し、又は抵当権その他の物権のために供してはならない。

2 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の決議を経てその一部に限りこれを処分することができるとする。

(経費)

第三九条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(収支予算、収支決算等)
第四〇条 本会の収入支出予算及び決算は、事業計画及び事業報告とともに、総会の承認を受けなければならぬ。

2 前項の収入支出決算については、

た事項

第二〇条 (役員会)
役員会を分けて理事会及び常任理

事会とする。

2 理事会は、理事の全員をもつて組織し、常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもつて組織する。

3 監事、顧問、及び相談役は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員会の開催及び招集)

第三一条 役員会は、会長が必要と認めたときこれを開催する。

2 役員会の招集については、第二六条第三項の規定を準用する。

(役員会の議事)

第三二条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 役員会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の付議事項)

第三三条 役員会は、この定款に別段の定めがあるものほか、次の事項を決議する。

(1) 事業報告及び事業計画
(2) 決算及び収入支出予算
(3) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
(4) その他会長が必要と認めて付議し

(会議の議長)

第三四条 すべて会議の議長は、会長をもつてこれに当てる。

(会議の議長)

第三五条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

2 常任理事会は、理事の全員をもつて組織する。

3 常務の執行に関する事項及び緊急決議事項は、次の理事会に報告してその承認を得なければならない。

(会議の議長)

第三六条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長が

(資産の構成)

第三七条 資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

2 理事会は、この定款に別段の定めがあるものほか、次の事項を決議する。

(資産の管理)

第三八条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長が

(第九章 雜則)

第三九条 (細則)
一 この定款は、東京国税局長の設立許可があつた日から施行する。

(第十章 附則)

三 従来、豊島法人会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継承する。

四 設立初年度に限り役員、顧問、相談役、評議員及び委員の任期は、東京国税局長の設立許可があつた日から次の通常総会の日までとする。

五 本会の設立初年度の事業年度は、第四十二条の規定にかかわらず東京国税局長の設立許可があつた日から昭和五一年三月三一日までとする。

(残余財産の処分)

第四五条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ、東京

次年度の事業計画書

自 昭和五十二年四月一日
至 昭和五十二年三月三十日

事業活動基本方針

- 一 健全なる納税者団体として、事業の公益性を高めるため、会員増強を推進する等組織の拡大強化を図る。
- 二 適正公平な税制と租税負担の合理化を図るため、総力を結集して政府及び国会に対し強力な要望を行ないその実現を期する。
- 三 申告納税制度の発展に寄与するとともに税務当局との相互信頼により、税務行政の円滑な運営に協力する。
- 四 租税負担の合理化を図り、自主申告体制を確立するため、自計主義を徹底し誠実な記帳と適正な申告の普及に努める。
- 五 企業の合理化、生産性の向上を図り、企業経営の健全な発展に資するため、経営、経理、労務に関する研究指導を行う。

- (1) 会議連絡会の開催
- (2) 通常総会
- (3) 正副会長会
- (4) 常任理事会

事業計画

- 一 総務関係**
 - (1) 会員の声（アンケート）の取りまとめ
 - (2) 会員の声（アンケート）の取りまとめ
 - (3) 会員の声（アンケート）の取りまとめ
 - (4) 会員の声（アンケート）の取りまとめ
 - (5) 会員の声（アンケート）の取りまとめ
 - (6) 会員の声（アンケート）の取りまとめ
- 二 税制関係**
 - (1) 法人税法その他諸税法研究会
 - (2) 改正税法及び取扱通達の説明会
 - (3) 新設法人に対する説明会
 - (4) 決算期別法人税説明会
 - (5) 源泉税、法定資料、年末調整説明会
 - (6) 業種別税務研究会

- 三 事業関係**
 - (1) 税制、税務に関する調査研究会
 - (2) 政府及び国会に対する税制上の要望
 - (3) 税務行政に対する税制上の要望
- 四 広報関係**
 - (1) 豊島法人会報の発行
 - (2) 全法連会報（東京版）の配付
 - (3) 税務、経理、経営に関する参考資料の配付
 - (4) 豊島法人会館建設関係
 - (5) 建設基金の運用
- 五 経営、労務の研究、講習会**
 - (6) 経営、労務の研究、講習会
 - (7) 税務当局との税務研究、懇談会
 - (8) 自己記帳の育成指導（簿記講習会を含む）
 - (9) 政治経済に関する講演会
 - (10) 法律相談室の開設
 - (11) 結婚相談室の開設
 - (12) 経営者大型総合保障制度の斡旋
 - (13) 会員の従業員レクリエーション対策
 - (14) 社会保険、雇用保険講習会及び指導
 - (15) 金融相談室の開設
 - (16) 会員の従業員レクリエーション対策
 - (17) 税務、経理、経営に関する参考資料の配付
 - (18) 豊島法人会館建設関係
 - (19) 建設基金の運用

△ 利5号議案V

定款第二条に定める会費額

会員は左記のとおり会費を負担するものとする。

記

1.	資本金	100万円未満	(99万円まで)	月額	300円
2.	"	100万円以上	200万円未満	"	400円
3.	"	200 "	400 "	"	500円
4.	"	400 "	600 "	"	700円
5.	"	600 "	1,000 "	"	1,000円
6.	"	1,000 "	3,000 "	"	1,500円
7.	"	3,000 "	5,000 "	"	2,000円
8.	"	5,000 "	1億円 "	"	3,000円
9.	"	1億円 "	5億円 "	"	5,000円
10.	"	5億円 "		"	10,000円
11.	支店法人			"	1,000円以上
12.	宗教法人			"	500円

備考・会費は、年1回又は2回に分けて前納とする。

◎ 豊島法人会員 ◆ 申告書にはこのシールを必ずはりましょう。

社団法人 豊島法人会

<創6号議案(ロ)>

昭和51年度(次年度)収支予算案

自 昭和51年4月1日
至 昭和52年3月31日

1 収入の部

款	項	目	金額	摘要
会費収入	会費収入	会費収入	37,440,000	
雑収入	雑収入	雑収入	1,000,000	
	計		38,440,000	

2 支出の部

款	項	目	金額	摘要
本部運営費	会議費	総会費	150,000	
		役員会費	300,000	
		会議費	300,000	
		小計	750,000	
	事務所費	連合会費	500,000	
		図書費	50,000	
		水道光熱費	240,000	
		什器備品費	100,000	
		家賃	1,080,000	
		小計	1,970,000	
事務費	給料手当	11,830,000		
	福利厚生費	565,000		
	通信費	620,000		
	交通通費	150,000		
	消耗品費	400,000		
	雜費	550,000		
	小計	14,115,000		
事業費	講演会	会場費	500,000	
		通信費	2,651,000	
		印刷費	1,000,000	
		講演会説明会	3,260,000	
		会員増強推進費	400,000	
	その他事業	会報関係費	6,340,000	
		支部事業費	500,000	
		視察費	400,000	
		事業共催費	200,000	
		小計	15,251,000	
予備費	予備費	予備費	354,000	
会館建設基金	会館建設基金	会館建設基金	6,000,000	
	合計		38,440,000	

<創6号議案(イ)>

昭和50年度(初年度)収支予算案

自 昭和50年5月8日
至 昭和51年3月31日

1 収入の部

款	項	目	金額	摘要
会費収入	会費収入	会費収入	27,163,400	
雑収入	雑収入	雑収入	1,000,000	
継承剰余金	継承剰余金	継承剰余金	6,496,600	
	計		34,660,000	

2 支出の部

款	項	目	金額	摘要
会議費	総会費	2,100,000		
	役員会費	220,000		
	会議費	220,000		
	小計	2,540,000		
事務所費	連合会費	450,000		
	図書費	20,000		
	質借費	900,000		
	水道光熱費	210,000		
	什器備品	2,390,000		
	小計	4,060,000		
事務費	給料手当	10,985,000		
	福利厚生費	565,000		
	通信費	605,000		
	交通通費	150,000		
	消耗品費	300,000		
	涉外費	300,000		
	雜費	550,000		
	小計	13,454,000		
事業費	会場費	300,000		
	通信費	3,264,000		
	印刷費	500,000		
	講演会説明会	1,550,000		
	会報等関係費	5,840,000		
	支部事業費	500,000		
	会費増強費	300,000		
	視察費	200,000		
	小計	12,454,000		
	予備費	予備費	予備費	151,000
会館建設基金	会館建設基金	会館建設基金	2,000,000	
	合計		34,660,000	

昭和50年度の税制改正について

最近における国民負担の状況にかえりみ、中小所得者の税負担の軽減を図るため、所得税について各種所得控除の引き上げにより負担の調整を行うとともに、相続税について配偶者の負担を軽減し、併せて農

地に対する相続税の納税猶予制度を設けるほか、相続税及び贈与税について一般的な負担の調整が行われた。

◆法人税関係◆

商法改正に伴い税法も！

申告書提出期限の1か月延長が可能!!

理由・延納・利子税に配意

1 どういったことなのか？

法人は、事業年度終了後2か月以内に、確定決算にもとづく確定申告書を提出しなければなりません。

今回の商法改正により、会計監査人の監査を要する等の理由によって決算が確定しないため、申告期限までに確定申告書を提出できない場合には、原則として、1か月は、期限の延長が認められることとなり、申告期限の特例が設けられました。

2 適用を受けるにはどうすれば良いのか？

事業年度終了までに、決算が確定しない理由等を記載した書面により申請し、承認を受けることが必要です。（申請書は税務署にあります。）

ただし、50年4月1日から50年5月31日までに決算期の到来する場合には、

その決算期末から1月以内に申請すればよいこととされています。

図示しますと次のようにになります。



延納申請は延長申告期限までにすれば良いことになっています。

4 利子税は、かかるのか？

申告期限が延長されると、原則として確定法人税額に対して「利子税」が課されることになります。

ただし本来の申告期限までに見込納付された場合には、確定した税額と見込納付した金額との差額についてのみ「利子税」が課されることになります。

前記3の例の場合、70万円（120万円（確定申告税額）-50万円（見込納付額））

について、その納付までの日数に応じて、利子税が課されるわけです。（なお、「利子税」については損金として認められます。）

5 申告期限の延長は法人税だけか？

この申告期限の延長は法人税のほか、会社臨時特別税・事業税・法人住民税の場合は同様の措置が講じられています。

同族会社の留保金課税の改正 定額控除額を年1,500万円に引き上げ!!

留保金2,704万円まで非課税に

1 改正の内容は、今回の改正では留保控除額のうち定額基準が1,500万円（改正前 1,000万円）に引き上げられました。この改正は、昭和50年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

2 改正の効果は、改正により、定額基準による留保所得課税の課税最低限（定当を全然行わないと、税引後所得を全額留保した場合に留保所得課税の対象となる最低限度額）は、改正前では1,737万円と計算されますが、これが改正後におきましては、2,704万円となりますので、これ以下であれば留保所得課税を受けること

はなくなることになります。

（参考）

$$\text{改正後} \\ \langle 700\text{万円} \times 0.28 + (\alpha - 700\text{万円}) \times 0.40 \rangle \times 1.207 + 1,500\text{万円} = \alpha \\ \alpha = 2,704\text{万円}$$

改正により、定額基準による留保所得課税の課税最低限（定当を全然行わないと、税引後所得を全額留保した場合に留保所得課税の対象となる最低限度額）は、改正前では1,737万円と計算されますが、これが改正後におきましては、2,704万円となりますので、これ以下であれば留保所得課税を受けること

税券コーナー

税券コーナー

◆所得税関係◆

昭和50年度の税制改正により、所得税について約2,400億円の減税が行われました。その結果、夫婦2人の給与所得者の課税最低限は、現行の170万円から183万円へと引き上げられました。主な改正事項は次のとおりです。

1. 所得控除額が次のように引上げされました。

区分	改(50年分)後	改(49年分)前
(1) 医療控除額	26万円	23万2,500円
(2) 職業訓練控除額	26万円	23万2,500円
(3) 損益控除額	一般の扶養親族…26万円 老人扶養親族…32万円 障害者控除額 特別障害者…20万円 老年者控除額…28万円 (5) 老年者控除額 (6) 婦婦控除額…20万円 (7) 労働者控除額…20万円	一般の扶養親族…22万5,000円 老人扶養親族…22万7,500円 一般の障害者…15万2,500円 特別障害者…22万7,500円 15万2,500円 15万2,500円 15万2,500円

2. 給与所得の源泉徴収の際に使用する「月額表」「日額表」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」が改められました。

所得控除額の引上げに伴って、給与所得の源泉徴収の際に使用する「月額表」「日額表」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」が改められ、改正法の施行日以後に支払う給与について源泉徴収を行う場合には、改正後

の「昭和50年4月以降分 給与所得の源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収税額を求めるようになりました。

(注) 給与計算を電子計算機などによって行っている場合の大蔵大臣の告示による源泉徴収税額計算方法においても、上記の改正に伴って、その内容が改められたから、改正法の施行日以後に支払う給与について源泉徴収を行う場合には、改正後の告示の方法によって源泉徴収税額を計算することになります。

勤続年数	改(50年分)後	改(49年分)前
20年目までの年数	25万円	20万円
21年目からの年数	50万円	40万円

なお、勤続年数が2年以下の退職者についての退職所得控除額は、一般退職の場合は一律に50万円(改正前は、40万円)、障害退職の場合は一律に150万円(改正前は、140万円)に、それぞれ改められました。
(2) 退職所得控除額の引上げに伴って、この控除額を求めるための「退職所得の源泉徴収税額表の付表」が改められました。改正法の施行日以後に支払う昭和50年分の退職手当については、改正後の「昭和50年1月以降分退職所得の源泉徴収税額表の付表」を使用して退職所得控除額を求め、その所得税の源泉徴収をすることになります。

4. 昭和50年分の退職手当で改正法の施行日前に支払われたものについて源泉徴収税額の過納額がある場合には、還付請求することができます。

(1) 昭和50年分の退職手当で改正法の施行日前に支払われたものについて

は、改正前の退職所得控除額を控除して源泉徴収が行われていますが、それが源泉徴収税額が改正後の退職所得控除額を控除して求めた源泉徴収税額を超える場合には、その過納額は還付されることになっています。
(2) この過納額の還付を受けるためには、昭和50年6月30日までに、その還付を受けようとする人がその人の住所地の所轄税務署に「昭和50年分の退職所得に対する源泉徴収税額の過納額還付請求書」を提出する必要があります。
(3) この還付請求書には、「退職所得の源泉徴収票」と「退職所得の受取に関する申告書」の写しと添付することになりますので、退職手当の受給者から請求书があった場合には、これらの書類を交付するようにしてください。

なお、還付請求書の用紙は、税務署に用意しております。

(注) 本年6月30日までにこの還付請求書を提出しなかった人でも、昭和51年1月以後に「還付を受けるための確定申告書」を住所地の所轄税務署に提出すれば、その過納額の還付を受けることができます。

5. 報酬・料金等に対し10%及び20%のいわゆる2段階税率を適用して源泉徴収を行う場合の20%の税率を適用する金額の限度が引上げられました。原給料や税理士報酬などの一定の報酬・料金等については、改正法の施行日以後に支払うものから、同一人に対して1回に支払う金額が100万円(改正前は、50万円)を超える場合には、100万円(改正前は、50万円)までの部分には10%, 100万円(改正前は、50万円)を超える部分には20%の税率を適用して源泉徴収を行うことになりました。

6. 外交員、議金人、ホステス等の報酬・料金や広告宣伝のための賞金に対する源泉徴収税額を計算する場合の控除額が引上げられました。

外交員、議金人、ホステス等の報酬・料金や広告宣伝のための賞金に対する源泉徴収税額を計算する場合の控除額が、昭和50年6月1日以後に支払を確定するものから、次のとおり引上げられます。

区分	報酬・料金等の額から控除する金額	源泉徴収税額
(1) 外交員又は集金人の業務に関する報酬・料金	同一人に対して1回に支払う金額(8万円) 日数を乗じて計算した金額(8,000円×計算期間の日数)からその期間に係る給与の額を控除した残額となります。	(支払金額-左の控除額)×10%
(3) 事業の広告宣伝のための賞金	同一人に対して1回に支払う金額(50万円) 同上	同上

7. 住宅町整地税制度について控除額の引上げが行われるとともに、住宅取扱税制度の適用期限の延長が行われました。

(1) 住宅町整地税制度が、昭和50年分からそれぞれ次のように引上げられました。

一一一 税口節税口ナーナー

住宅財産契約の種類	住 宅 貢 産 挑 除 額	
	改 正 後	改 正 前
長期住宅財産契約	年間の積立額の10% (最高限度 5万円)	年間の積立額の8% (最高限度 4万円)
短期货財産契約	年間の積立額の8% (最高限度 4万円)	年間の積立額の6% (最高限度 3万円)
一般の住宅財産契約	年間の積立額の6% (最高限度 3万円)	年間の積立額の4% (最高限度 2万円)

- (2) 住宅取得控除制度の適用期限が、昭和52年12月31日まで2年間延長されました。

- (3) 配偶者の相続税負担が軽減されました。

- (4) 障害者控除等が引上げられました。

税率	改 正 前		改 正 後	
	改 正 前	改 正 後	改 正 前	改 正 後
10%	60万円以下の金額		200万円以下の金額	
15	150万円	〃	500万円	〃
20	300万円	〃	900万円	〃
25	500万円	〃	1,500万円	〃
30	800万円	〃	2,300万円	〃
35	1,200万円	〃	3,300万円	〃
40	1,800万円	〃	4,800万円	〃
45	3,000万円	〃	7,000万円	〃
50	5,000万円	〃	1億円	〃
55	7,500万円	〃	1億4,000万円	〃
60	1億円	〃	1億8,000万円	〃
65	1億5,000万円	〃	2億5,000万円	〃
70	1億5,000万円を超える金額	〃	5億円	〃
75	—	—	5億円を超える金額	—

- (4) 障害者控除等が引上げられました。
税率の適用区分が次の通り拡大され、最高税率が70%から75%に引上げられました。

税率	改 正 前		改 正 後	
	改 正 前	改 正 後	改 正 前	改 正 後
10%	60万円以下の金額		200万円以下の金額	
15	150万円	〃	500万円	〃
20	300万円	〃	900万円	〃
25	500万円	〃	1,500万円	〃
30	800万円	〃	2,300万円	〃
35	1,200万円	〃	3,300万円	〃
40	1,800万円	〃	4,800万円	〃
45	3,000万円	〃	7,000万円	〃
50	5,000万円	〃	1億円	〃
55	7,500万円	〃	1億4,000万円	〃
60	1億円	〃	1億8,000万円	〃
65	1億5,000万円	〃	2億5,000万円	〃
70	1億5,000万円を超える金額	〃	5億円	〃
75	—	—	5億円を超える金額	—

- (4) 遺贈税における3年間の累積課税制度を廃止し、制度の簡明化が図られました。

税率	改 正 前		改 正 後	
	改 正 前	改 正 後	改 正 前	改 正 後
10%	30万円以下の金額		50万円以下の金額	
15	50万円	〃	70万円	〃
20	70万円	〃	100万円	〃
25	100万円	〃	140万円	〃
30	140万円	〃	200万円	〃
35	200万円	〃	280万円	〃
40	300万円	〃	400万円	〃
45	400万円	〃	500万円	〃

- (3) 税率が緩和されました。
税率の適用区分が次の通り拡大されました。

② 配偶者控除が引上げになりました。
居住用不動産を記録者に贈与した場合における配偶者控除は次の通り引上げられました。

- ① 遺贈控除が引上げになりました。
配偶者が遺贈する場合に通常成立すると認められる価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予し、次の相続まで又は納税猶予後20年間農業を継続した場合には、猶予税額の納付を免除することになります。

なお、これに準じ農地等の一括生前贈与の納期限の特例措置は納税猶予制度に切替えられました。

- 農地の相続人が農業を継続する場合に限り、農地価格のうち恒久的に農業の用に供されるべき段階として取引きされる場合に通常成立すると認められる価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予し、次の相続まで又は納税猶予後20年間農業を継続した場合には、猶予税額の納付を免除することになります。

なお、これに準じ農地等の一括生前贈与の納期限の特例措置は納税猶予制度に切替えられました。

- ⑤ 遺産分割が拡充されました。

農産物占める不動産、同族非上場株式等の割合が50%以上の場合は、通常に占める不動産、同族非上場株式等の割合が50%以上の場合は、(4) 不動産、同族非上場株式等に付ける延納期間15年年5.4%とされています。

- 延納期間のすべてにつき延納期間10年利子税年6.0%とされています。

(a) その他の財産に付ける延納期間10年利子税年6.0%とされています。

税率	改 正 前		改 正 後	
	改 正 前	改 正 後	改 正 前	改 正 後
10%	30万円以下の金額		50万円以下の金額	
15	50万円	〃	70万円	〃
20	70万円	〃	100万円	〃
25	100万円	〃	140万円	〃
30	140万円	〃	200万円	〃
35	200万円	〃	280万円	〃
40	300万円	〃	400万円	〃
45	400万円	〃	500万円	〃

50	700万円	"	800万円	"
55	1,000万円	"	1,300万円	"
60	1,500万円	"	2,000万円	"
65	3,000万円	"	3,500万円	"
70	3,000万円を超える金額		7,000万円	"
75	—		7,000万円を超える金額	

④ 心身障害者に対する贈与税の非課税制度が創設されました。
心身障害者の生活の安定に資するため、贈与された財産について、障害
者の受益が確実に保証される等一定の条件を満したときは、贈与税が課さ
れません。

申告期限延長の特例に関する問答例

問1 商法改正に伴い法人税の申告・納付制度は、どのように改正されたのか。

(答) 申告・納付制度の改正の概要は、次のとおりである。

- 1 法人税の確定申告期限は、現行どおり、決算期末から2か月とする。ただし、会計監査人の監査を要する等のため2か月以内に決算が確定しない法人は、あらかじめ税務署長の承認を受けて、申告期限を1か月延長することができる。
 - 2 申告期限の延長につき承認を受けた法人は、決算期末から2か月以内に見込納付を行うことができることとする。この場合、確定申告により確定する税額のうち、
- (1) 見込納付額を超える部分について、決算期末から2か月を経過した日以降利子税を課することとし、
 - (2) 見込納付額を限度として延長後の申告期限(決算期末から3か月)から2か月間の延納を認めることとする。

(注) わくを付した納付額については、期末から2か月2を経過した日以後利子税が課せられる。

問2 「会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由」とは、具体的にどのような場合か。

(答) 1 今回の確定申告書の提出期限の延長の特例制度は、昨年の商法改正により、一部の法人について会計監査人の監査が義務づけられる等会社の監査手続が強化されたために法人税の申告期限(決算期末からか2月)までに法人の決算が確定しない場合が通常的に発生することが予想されることとなつたので、このような場合に対処するために設けられたものである。

3 具体的には、

- (1) 会計監査人の監査を受ける等のため決算が遅れる法人のほか、
- (2) 外国との関連で決算の確定が遅れる外国法人及び合弁会社
- (3) 保険業法により決算期後4か月において決算が確定することとなっている損害保険会社
- (4) 多くの支部があるため決算の確定が常に遅れる共済組合等が上記の規定に該当するものになると考えられる。

問3 確定申告書の提出期限の延長の特例制度は、小法人であってもその対象となり得るのか。

(答) 確定申告書の提出期限の延長の特例制度は、会計監査等のため決算期後2か月以内に決算が確定しない場合が恒常的に発生するところがその対象となる。従つて、小法人であっても、会計監査等のため決算の確定が恒常的に期後から2か月後になるのであれば、特別制度の対象となることはもちろん

ろんである。

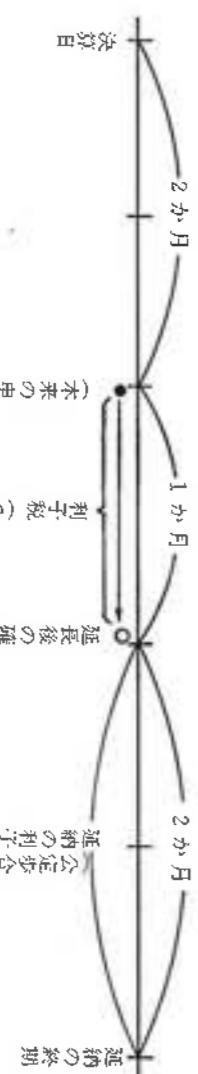
問4 確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている法人について、その延納及び利子税はどうなるのか。

(答) 1 (1) 法第75条の2第1項の確定申告書の提出期限の延長を認められた法人が決算期末から2か月以内に見込納付を行った場合には、その見込納付額を限度として、決算期末から5か月目まで(註つて通常は延長後の申告期限から2か月間)延納をすることができる(第78条第2項)。

(2) ただし、延納が認められる法人はその税額を延長後の納付期限までに納付していかなければならない(第78条第2項ただし書)。(注 参照) 2 上記の場合において、確定法人税額のうち見込納付額を控除した残額については延長前の法定申告期限から延長後の申告期限まで(通常は1か月間)は提出期限の延長による利子税(公定歩合延滞)が、また、延納分については延長後の申告期限から延納期限まで延納による利子税(公定歩合延滞)が課される。

なお、公定歩合運動の利子税は現在12.775%である。

(注) 延納し得る税額の計算方法は次のとおり。



税金節約コーナー

従来、会社が従業員に対し無料で食事を支給した場合その食事の価額の70%相当額が700円以下の場合は課税されませんでしたが、今回の改正ではこの取扱いを廃止するとともに、次とおり取扱いが定められました。

(1) 課税されない場合

① 使用者が役員又は使用者に対し食事を支給した場合その食事の価額の50%以上をその支給を受けた者が自己負担すれば原則として課税されません。

従って会社が従業員に対し無料で月1,000円相当の食事を支給したとし

(単位:万円)	
算出法人税額	250
税額控除	50
納付法人税額	200
中間納付額	100
「確定法人税額」	100
「見込納付額」	30
—「見込納付後の税額」	70
—延納可能額(見込納付額と同額)	30
ただし、延長後の申告期限までに納付すべき税額	40

(備考) 延納等について現行制度との比較は次のとおり。

1 従来、法人税額を全額期限内に納付している法人については、決算表をベースに計算した税額を期末から2か月以内に見込納付すれば、現在と変わらない。

2 従来、半分を即納し、半年を3か月間延納していた会社についても、2か月以内に半分を見込納付すれば、残り半分はそれから3か月後には納付することができる、現在と変わらない。

3 従来、7割を即納し3割だけ延納していた法人についても、7割を2か月以内に見込納付すれば残り3割はそれから3か月後に納付することができる、現在と変わらない。

4 従来は半分を2か月以内に納付しないと残り半分の延納が認められなかつたに対し、新しい制度では、2か月以内に例えば3割だけ見込納付すれば、残り7割の納付は1か月間延せることになるが、延納できる限度は見込納付された3割までといふことになるから4割を1か月後に即納しなければならないことになる。

問5 確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている期間につき、利子税が課されるのはどのような理由によるのか。

(答) 1 今回の法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例制度は、商法が

改正されたとはいえ、法人の所得の発生には何ら変りがないのに、税金の納付が今までより1か月遅れるというのに適当でないこと等の理由から、商法改正によって法人税については得も損もしないようになり考えに基づくものである。

2 ところで、この特例制度の適用を受けない法人は決算日以後2か月以内に申告・納付することとなるので、これとのバランスを図るために、特例制度の適用を受けて申告期限の延長を認められた期間については利子税が課されることとなるものである。

問6 確定申告書の提出期限の延長の特例を認められている法人は、そうでない法人に比して有利又は不利のいずれになるのか。

(答) 1 今回の法人税の申告期限の延長の特例制度は、商法が改正されたとはいえ、法人の所得の発生には何ら変りがないのに、税金の納付が今までより1か月遅れるというのは適当でないこと等の理由により1か月遅れるというのは得も損もしないようになり考え方によつても他の法人と同様決算日以降2か月を経過した日の翌日から、公定歩合と運動した利子税が課されることになっており、特例制度の適用を受けている法人が有利又は不利になるということはない。

社内旅行として沖縄海洋博に行っても課税されません。社内旅行として海洋博に行きたいが税金がかかるのでは?と考えられている経営者の方も多いことと思いますが、大阪万博の場合は、当然(2)の場合と同じ経常行為であるということで、課税されないことになりました。しかし当条件で課められるわけではありません。その社内旅行が役員又は、従業員一般を対象に会社の定めた一走りスケジュールによるものであつて、会社の負担金額がその旅行等の費用の総額とに通常必要であると認められる範囲内のものである場合に限り、課税されないものとなるわけです。もともと旅行の不参加者(不参加の事情が会社の必要性に基づくものである場合を除きます)に対して参加費用(当額のお金を与えた場合には、参加者を含めて全員が給与として源泉課税されることになりますので、またも注意を要する必要があります)。

役員賞与を辞退・返上した場合の取扱い

最近、会社の業績が思わしくないためにその責任をとって役員賞与を辞退・返上する例が少くありません。そこで、役員賞与を辞退返上した場合に、法人税や源泉税などの税金を納める必要があるのか・ないのか説明を致します。

役員賞与を辞退・返上しますと、一旦支払が確定した賞与の支給を受けける権利を放棄することになりますので、それらの賞与金額については、社員に贈与があったとみなされ、雑収入に計上しなければなりません。しかし、役員賞与を辞退・返上したからといって、すべてが上記の取扱いに該当するわけではありません。①株主総会で役員賞与の支給が決まる前に辞退する場合 ②株主総会で支給することが決まつたが未払のうちに辞退した場合、(但し、各役員ごとに支払額が決定している場合に限る) ③すでに支給を受けたあとで返上した場合とては、取扱いが異なることになります。まず、①の場合について、支給が確定しておらず、支払いが異なることになります。また、①の場合について、支給が確定しておらず、支払いが異なることになります。

ますので、辞退すれば会社は受贈者となり雑収入に計上しなければなりません。ここで注意をしなければならないことは、辞退した役員からは、貸与にかかる源泉徴収をするということです。(3)の場合については、当然(2)の場合と同じ取扱いを受けることになります。

なお、法人が未払賞与(所得の金額の計算上損金の額に算入されない賞与に限る)につき取締役会等の決議に基づきその全額又は、大部分の金額を支払わないこととした場合において、その支払わないことが、(1) 会社の整理・事業の再建及び業況不振のためのものであり (2) その支払われないこととなる金額が、合理的な基準によって決定されたものであるとき、その支払わないとした金額(その賞与について徵収される所得税があるときは、当該税額を控除した金額)については、受贈益を計上しなくてもよいこととなっています。

食事の現物給与の改正について

従来、会社が従業員に対し無料で食事を支給した場合その食事の価額の70%相当額が700円以下の場合は課税されませんでしたが、今回の改正ではこの取扱いを廃止するとともに、次とおり取扱いが定められました。

① 使用者が役員又は使用者に対し食事を支給した場合その食事の価額の50%以上をその支給を受けた者が自己負担すれば原則として課税されません。

② ①の取扱いにおいて食事の支給を受けた者の自己負担額が50%以上であれば全く課税問題が生じないわけではなく使用者の負担する限度額が定められています。すなわち使用者が負担する金額は、月額2,500円で頭打ちになりますので会社が月額2,500円超の負担をすれば全額現物給与として課

社団法人 豊島法人大会 役員 正副支部長名簿

昭和五〇年六月一日現在

役員

副 会 役 職 名
會 長 堤 氏
長 今 井 清 名

井保全 西武百貨 法人名

所在地

電
話

九五五一四一四二
九七一一七一二四
九七一一〇〇三八
九七三一〇三三二
九七一十六五三八
九八五十四一八八
九八四一六八九二
九八三一七八二八
九七一一六〇〇六一
九七一一六二三三

常
任
理
事

常任理事

大熊保次
山崎松治
中村巻一郎
甘利鬼司
清水康滋
遠藤萬代治
松本章三
早野千尋
岸月晃
柳政雄
柳内宗次
可児政信
上野正雄
齊藤福次郎
大場勇人
山喜男
竹内貞男
小暮次郎
岩崎三郎
山口秀夫
林昇
山喜
大場
勇人
山喜
竹内
小暮
岩崎
山口
甘利

池袋四一四〇三
東池袋一一三二一五
東池袋一一二九一—池
西池袋二一一二一一
西池袋三一五一四
西池袋三一一二一八
西池袋三一二六一五
西池袋四一一五—五
西池袋五一一二一
南池袋一一一七一七
南池袋一一二六一六
南池袋二一一五一五
池袋本町二一一三一四
池袋本町二一一五一三
巢鴨二一一一
巢鴨三一一四一一八
巣鴨四一三五一三
北大塚一一二八一三
北大塚二一七一〇
駒込二一一二一一

常任理事會

花 村 五三郎 滋
松 本 正次郎 小野沢 政夫
烏 越 卓次郎 西 山 幸次
市 川 消 一 野 崎 猛男
鈴 木 武 夫 鴨 下 雅 男
植 松 輝 一 加 登 屋 正 稔
渡 边 鮎 輝 一
河 原 高 真
多 田 熟 輝 一
倉 田 利 男
奥 野 邦 比 古 尾 関 二 郎
市 倉 実 之 郎
工 藤 厚
井 越 泰 弘
加 藤 泰 弘
未 吉

株花山工務店
フジネ洋品店
大東綿業
協和建設
鐵工機
上金市川商店
西商店
樹屋商店
米商店
泉商店
工機
士電動工機
植松印刷所
渡辺建商店
大岩商店
三朋印刷設
田精香堂
自動車工業
玉野白仁業
佛倉香堂
明和工芸
京北精機製作所
萬平藏業
幡武業
紅矢食品工業
金物店

駒込一一四四一二
高田三一三二一
雜司谷一十五二一五
雜司谷二一八一四〇
雜司谷三一一一四
日向一一七一七
日向五一四一
長崎一一二一七
長崎一一一一七
長崎三一一一九
長崎六一一〇一一
南長崎一一二二一一六
南長崎四五十五一四
高松一一二一八
千川町二一一五
池袋一一五四五
池袋二一一一
池袋二一九五八
池袋二一九〇六

九四五—一〇二—一
九八二—一四—一
九八三—一三〇二—
九八三—一三—一五—
九八一—一八三—八
九九三—一三—一六—
九五七—一三—一
九五七—一八—一〇六—
九五三—一—一〇二—
九五七—一六—九三—
九五一—一—一六—
九五一—一〇—一—六—
九五七—一—一—一—
九七三—一—一—七—
九七四—一—九—一五—
九七一—一五八—一—
九七一—一三八六—八—
九七一—一四五七—四

◆支部長◆

柏

相談役	小松原勇治	九五二一九二三六
飯塚完	豊島江菜	九七三一八〇一
山本秀一	高松電鍍工業	九一七一五二四八
修	株式会社山木商店	九七一三六三〇
髪ゴーフレット洋菓子店	西菓鴨四一一五二三	南池袋二二二七五十五

△顧問並びに相談役△

相	顧
談	問
役	
	佐々木 千里 共和興業 務
根津嘉一郎 勤東武百貨店	西池袋二二七一五
長田正一 勤東京相互銀行	西池袋二二三二五
田村富美夫 巢鴨信用金庫	東池袋二二二九
浅野文彰 東京信用金庫	東池袋二二二五
堤義明 西武鉄道	東池袋二二二五
天田彦正 白十字	南池袋二二六一五
村松猛 東京税理士公豊島支部	高田二二二一三
大曾根鍊治 勤大地屋書店	西池袋二二三〇一四〇山菜ビル内
	西池袋二二九一三
	九七一一一七四
	九八一—三二一
	九八六一一一
	九一八一一三一
	九八四一九一一
	九八四一三三一一
	九八七一六一一
	九八二一二四七八
	九七一一四九五九

監	理
事	金子 吉田 康之助 防
	田中 秀和 防
	田島 良助 防
	村山 勝太郎 防
	加藤 永作 防
	外口 茂三郎 防
	小沢 三郎 防
	栗原 薫 防
	鈴木 圭式 防
鎌鉛木精密機械工業所	高田二一一九一二四
	高田二一一八一一一
	日向二三四一四一四
	長崎二一一九一九
	長崎四一二二一一
	要町二三四一
	千早町一一二四
	千早町四一二二
	上池袋二一八一一〇
	渠鳴四一七一五
	九七一一一〇二五二
	九八四一二三六一
	九五三一八八八八
	九五七一三〇三九
	九五七一二三二一八
	九五七一四九五三
	九五七一一一六
	九五七一二二六〇
	九九六一七一五一
	九一八一六六〇一
	九七三一一七一

◆副支部長◆

九八二十一

東池袋一一二一四

46

東池袋一
第一前島

田島章
杉山正夫
東原博成
加藤修男
篠塚泰尚
小林徳七
竹田清一
田島正明
鳥海菊雄
辺伝耕藏
田辺耕藏
五味正昭
木田泰二
神田泰二
志村正雄
川村正志
堀江下雅
加藤善久
西部善之
山崎年男

西巣鴨四一八一
南大塚一一二一二
南大塚一一二一一
南大塚一一二一八
南大塚一一四六一三三
南大塚一一三〇一二五
南大塚一一三五一七
南大塚二一二五一一
南大塚二一二一一〇
南大塚二一三一一〇
南大塚二一二五一一三
雜司ヶ谷一一四八一一四
雜司ヶ谷一一三四一一四
雜司ヶ谷一一八一四〇
雜司ヶ谷一一一四一一〇
雜司ヶ谷三一一三九
雜司ヶ谷三一一〇一三
長崎一一二一七
長崎二一一〇一九
長崎二一一二一一
長崎三一一三一一七
長崎四一四八一一三

椎 戸 宮 龜 吉 中 野 篠 堤 鈴 中 藤 達 藤 井 山 尾 桑 山 大 岡 遠
貝 沢 下 井 村 村 山 嶠 木 島 原 山 卷 上 本 見 山 村 島 塚 藤
日 為 正 周 順 重 光 利 欽 正 滿 郁 貞 正 源 博 勉
郎 利 信 平 一 樹 男 一 一 要 卓 義 寿 夫 三 一 中 義 七 一 武 夫

中橋機械有限公司 旭消鏡高櫻佛東八千代井上洋服店
橋川龟三中光防設武藏津中藤原見商滿屋商店
商三井孫村商備屋島工建設眼鏡店
事印酒工事工業吳服業商務佛店
鋪屋鈴刷店芸佛櫻店佛店佛店鋪屋

巢鴨三一一一六
巢鴨三一六一
巢鴨三一二七一八
巢鴨四一二三一十二
巢鴨四一七一六
巢鴨四一二四一二
巢鴨四一一五一一〇
巢鴨四一二三一七
巢鴨四一二八一一七
巢鴨五一五九
南大塚三一五〇一五
南大塚二十三九一九
南大塚三一五二一六
北大塚一一四一二
北大塚一一八一一二
北大塚二一一九一一六
駒込二一一四一五
駒込七一一五一一〇
高田一一七一二三

九一七一五五七
九一八一四二〇七
九二七一五三三一
九一八一二五三一
九一〇一三五八四
九一七一三六二六
九一七一〇五五〇
九一七一五七二
九一〇一五〇六〇
九一〇一三六二四
九七一—四二七六
九七一—三八七二
九七一—四八八八
九一五—一六〇〇
九一八—二三一〇
九一〇—一九九二
九一七—三七三三
九一八—一七六一一
九一七—三四八八
九一八—二七〇二

◆業種部会長◆

組合名	洒販組合	木材組合	浴場組合	吳服組合	青果卸組合	米穀組合	宅建組合	電氣組合	トラック運合	組合	食肉組合	管工事組合
副	副	正	正	副	正	副	正	副	正	副	正	副

法 人 名	所 在 地
千葉屋	西池袋二一三一—三三
三酒店	北大塚二一八一—一
孫大場材木店	池袋本町三一五—二三
洒大場材木店	東池袋三一一〇—七
竹越興業(有)	南大塚三一五—二六
武藏屋呉服店	東池袋四一五一—二
島浴場	東池袋四一一三—九
松興業(有)	果鴨四一一三—九
島青果販売(有)	果鴨五一四—一
清水米穀店	果鴨五一二—一
田食糧	南長崎二一一四一二二
扇屋	西池袋三一一〇—七
東小暮	駒込六一二七—一五
農運輸	果鴨一一一八一一一
商電輸	東池袋二一三八一二
事設機	果鴨四一二五—一三
事機	南長崎六一一一三五
運送機	西池袋二一一六九八
連送機	北大塚三一七一—〇
小型連送機	池袋二一一六九八
岩崎工務所	西果鴨二一三八一七
西川第五回	長崎四一二五十五
反田屋商店	
屋商店	

豊島稅務署職員名簿並びに配置図

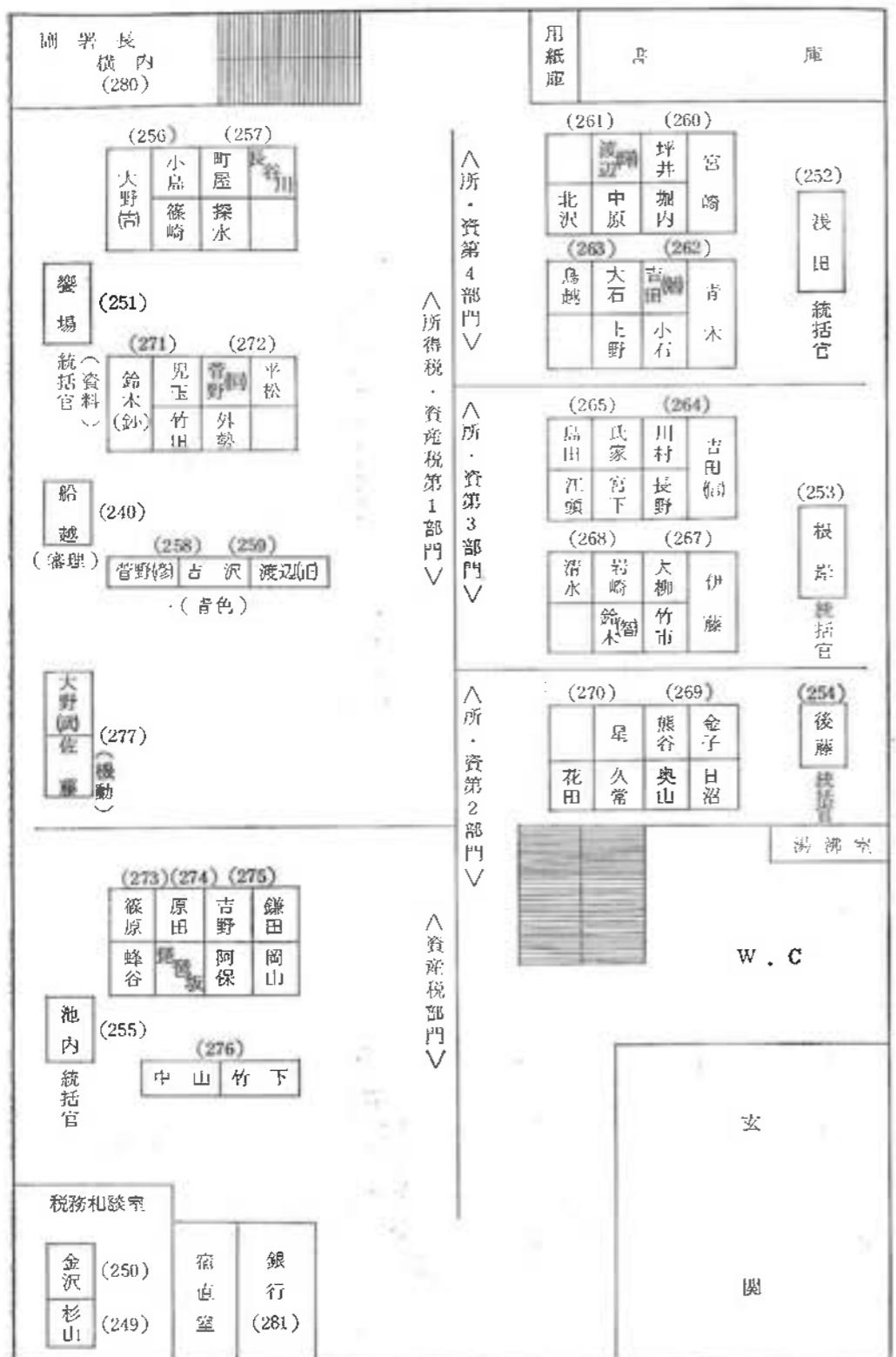
(昭和五十年七月十八日現在)

(所在地) 東京都豊島区西池袋三ノ三二一ノ二二番地
電話 東京(九八四)二二七一(代表)

國	上	統括	上席	國稅徵收官
稅	席	國稅徵收官	國稅徵收官	國稅徵收官
徵	門	國稅徵收官	國稅徵收官	國稅徵收官
收	付	國稅徵收官	國稅徵收官	國稅徵收官
官		國稅徵收官	國稅徵收官	國稅徵收官

第	三	部	門	水	志	郎
和	宮	阿	田	有	塙	吉
田	原	原	部	中	岡	佐
英	貢	陸	善	ま	さ	タ
氣	清	夫	美	吉	基	子
				淳	子	子
				洋	靖	静
				栗	田	義
				庄	小	早
				佐	松	新
				木	原	之
				司	所	助
				原	岩	苗
				澤	沢	寿
				根	根	行
				下	加	清
				出	高	壽
				水	橋	郎
				藤	竹	

1F 所得税・資産税部門

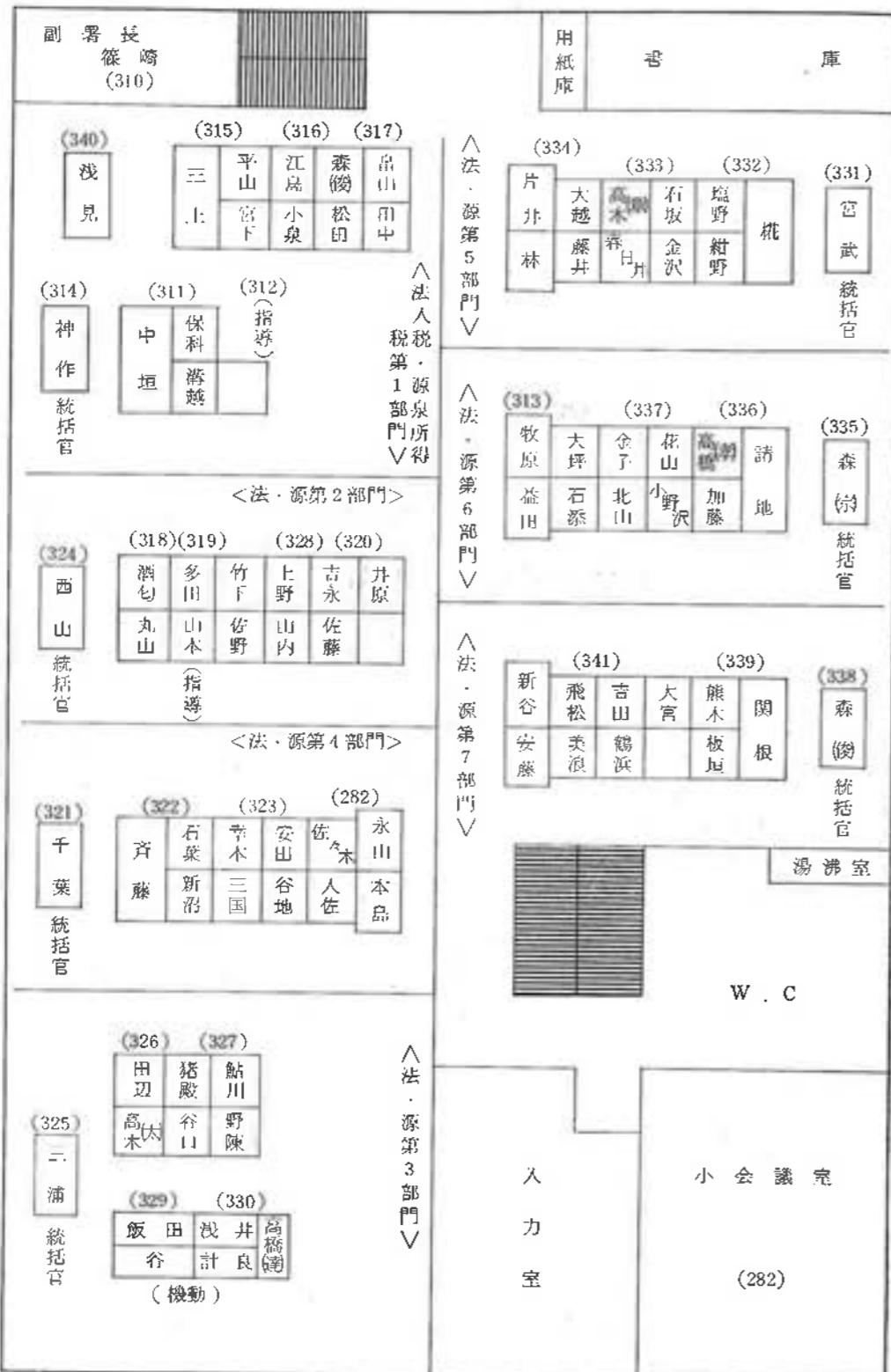


(電話) 食堂 247 大會議室 246 用務員室 279
理髮 248 小 " 282

- 65 -

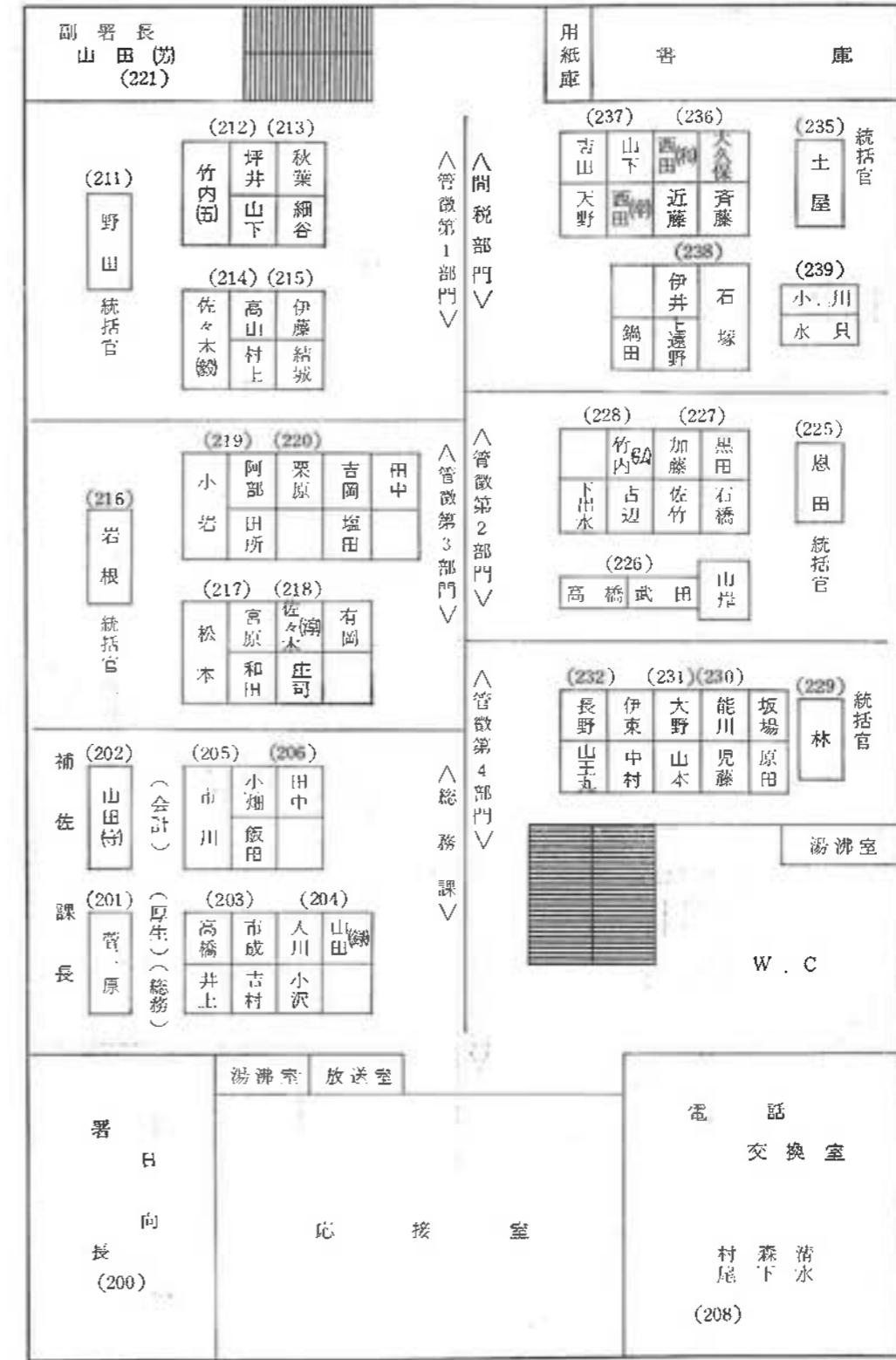
— 64 —

3F 法人税・源泉所得税部門



(電話) 食堂 247 大會議室 246 用務員室 279
理髮 218 小 " 282

2F 総務課・管理徴収部門・簡税部門



(電話) 食堂 247 大會議室 246 用務販賣 297
理髮 248 小會議室 282

デパート AND スーパ

三笠製菓株式会社

豊島区要町 2-1
TEL 957-1156

健全娛樂の殿堂

株式会社

三 鈴

代表取締役 宮下 正信

豊島区駒込 2-14-10 TEL 917-3488

(顔なじみの銀行)

ときわ相互銀行



TOKIWA SOGOBANK

池袋支店

東京都 豊島区 西池袋 1・42-7
電話 (03) 971-4126

豊島酒販組合連合会

会長	横塚 悅資
副会長	山本 成次
〃	水野 一雄
〃	原 幸太郎
〃	吉村 順一

電話
(九八三)一七〇六
西一番街
池袋西口

福文

割烹
蒲焼

ふぐ
池袋西口
03-3252-0333
うな重



御二人で又は御家族連れて!!
予約も承ります

営業時間 12:00~2:00
5:00~10:00

レストラン タカムラ TEL 971-7116

通信土木舗装工事 外山舗装株式会社 代表取締役 外山高弘

東京都豊島区南大塚3-37-4
(電)985-7661(代)

貯蓄するならグーンと有利なワリチョーで。

ワリチョーは次のような利点があります。

1. 利息にかかる税金は10%、しかも源泉分離課税です。
また、昭和51年1月1日から、預貯金の税金が30%となるのに比べ、「ワリチョー」は、わずか12%ですみます。
2. 1年もので利回り最高の年8.342%。
3. 無記名債ですから財産の秘密が守れます。また、担保としてもご利用できます。

池袋西口白いビル



日本長期信用銀行 池袋支店

TEL 987-1781

新聞広告はお電話でどうぞ



新聞雑誌広告取扱 読売新聞社専属
株式会社 **大和通信社**

本社 千代田区神田須田町1-8 電話(254)2251(大代表)
新宿支社 新宿区西新宿7-10-3(第二南宿ビル) 電話(363)4311代表
五反田支社 品川区東五反田5-27-6(第一五反田ビル) 電話(447)3651代表
池袋支社 豊島区西池袋1-25-1(恩田ビル) 電話(987)0987代表
本所支社 墨田区練1-21-12(安全ビル) 電話(633)0666~8
中野支社 中野区中野2-25-8(三波ビル) 電話(381)8111代表



あなたの会社の
法人会の経営者大型総合保障制度は万全ですか?
法人会の経営者大型総合保障制度は、企業内諸
制度の充実と経営者の安定に役立つ大きな保障
を確保出来ます。

- ① 掛金は格安です(団体料率による)
- ② 全額損金算入出来ます(国税庁通達直密4-21)
- ③ 払込は自動振替です(取引金融機関より)
- ④ 保障内容が広範囲です(国内・海外も可)
 - 事故・病気での死亡保障
 - 入院・手術されたときの保障
 - 事故で休業・廃業されたときの保障
 - 昨年5月本制度の掛金引下げが実施されました
が、今回改訂引下げの幅が更に拡大されました。

大同生命・AIU株式会社

TEL 984-6351

各種保険
救急 } 指定病院

カナメ チョウ 要町病院

院長 吉沢 孝司

〒171 豊島区要町1丁目9番地
TEL 957-3181~5

池袋西口要町1丁目交差点(山手通)角

診療科目 内科 外科 整形外科
産婦人科 物療科 リハビリテーション

下取・買換え大歓迎!

■現在お住みの家を頭金に!
物件の大小にかかわらず、今あなたがお住みの住まい又は土地を有利な評価額にて当社が即金にて下取致します。
ぜひ係員と、ご納得の行くまでご相談下さいませ。

注文建築承ります!

■現在、お手持ちの土地に家を建てたい、又は将来のプランを考えたい。そんなとき、当社の一流設計士にお任せ下さい。もちろん設計及びお見積りは無料です。

※増築/改築 のご用命はぜひ、当社へご相談下さい。安くで早く、しかも優良木材を使用しての工事を、責任をもって受請い致します。何なりとお申し付け下さいませ。

お支払い・ご相談! [頭金]の方も、ぜひ一度ご相談下さい。)

右図、事務所で係員が詳しくご説明いたします。お気軽にお来社の上、ご相談下さい。

原本から
豊かな
家造り



全国宅地建物取引業者協会会員 東京都宅地建物取引業者協会会員
遠州木材株式会社
■お問合せは(住宅事業部) ☎ 03-3982-8810



秋を千野で装いませんか



宝石・時計・メガネの専門店

池袋西口 千野時計店本店
郵便番号171 東京都豊島区池袋2-1-5
電話・03(982)7101 代表

宝石
時計
メガネ
千野

おいしさが長続きする



ガムは
ロッテ

おいしさで築いた 板チョコの王座



明治製菓株式会社



99年
この歳月が
北極星のマークの
ビールをみがいた

★サッポロビール株式会社

本格派カップ麺、
新しいおいしさで
いよいよ新登場！



自慢のスープ味、本格派
ラーメン カップ ハイヌードル

カネボウ食品株式会社

〒107 東京都港区元赤坂1-3-12赤坂センタービル3F ☎03(405)1251

スタミナ つけよう！

本場松阪牛

すきやきコース￥1,800

しゃぶコース￥2,000

一新設お料理
2000円コース

剣菱樽酒200円・ビール(大)270円

- ゴルフ、ボウリング等
レジャーのお帰りに……。
- クラス会等……。
- お仕事のお帰りに……。
是非一度ご利用下さいませ

★お部屋のお巾込みは
お早めに---



新平家

〒171 豊島区西池袋1-36-8池袋西口
ロマンス通り ☎TEL. 982-8194-5

創立30年の伝統に生きる
総合化粧品

洗剤・歯磨・石鹼・卸商社



株式会社 **倉田精香堂**

東京都豊島區要町1丁目15
電話 (957) 1111 代表

食品缶詰菓子
総合卸商社



フチ商事株式会社

☎ (957) 2156 (代表)
(973) 0221

豊島区要町 1-9

サントリー ビール
純生



世界のティタイムを変えた
チョコレート



 NIPPON TRAVEL AGENCY CO., LTD.

IKEBUKURO OVERSEAS SALES OFFICE

3-1, 2 CHOME, IKEBUKURO, TOSHIMAKU, TOKYO, JAPAN (171) TEL 986-1321

海外旅行 海洋博団体旅行 の お問合せは

(株) 日本旅行 池袋営業所

住所: 東京都豊島区西池袋1-18-2
(藤久ビル5階)

TEL: (03)986-1321~8

好評 営業中

平日はメンバー紹介にてプレー可

 東宇都宮カントリークラブ
東宇都宮観光株式会社

代表取締役 廣 中 三 男

本 社 東京都豊島区西池袋1-29-5(山の手ビル3F) 03(985)1031(代表)
ゴルフ場 栃木県南那須町鴻野山 028788-2525(代表)
<予約受付 028788-2525(代)>

ALL THE WORLD'S WINES IZUMI-YA

小売部: 世界の洋酒を数多く取揃えた専門店

卸 部: 都内及び近郊の有名飲食店へ直送

目白大通り聖母病院入口

創立65年 合資会社

泉屋商店

PHON: (953) 2226 (代)



新発売



本格派
名糖 コーヒー

財形貯蓄は社員福祉の柱

財形貯蓄のことならお気軽にご相談下さい

日本勧業角丸証券

池袋支店 / 池袋駅西口前
TEL (987)1331(代)

電話 03-9871-1111



池袋
三越

家具の
専門店

十一屋

巢鴨駅前南口・☎(946)4466(代表)

池袋西一番街通り
御宴会(35名様迄)
御商談に………
皆様の御来店を
心からお待ち申し上げます。

割烹 はなわ

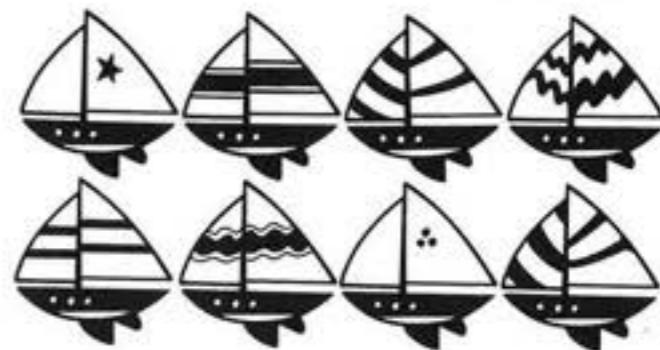
東京都豊島区西池袋1丁目24番7号
電話 971-3492(代)



手から手へ豊かさ
お届けする池袋三越を



老舗の街、名品づくし。



名店そろつて夜8時まで



池袋東口地下名店街
ショッピングパーク

●駐車場完備 ●定休日 第1・第3火曜日 ● TEL(982)2111大代表

全国をもれなくネットした
300支店を生かして地元のみなさまから
「ハートの銀行」と親しんで
いただけるようがんばります

心のふれあいを大切にします

第一勧業銀行



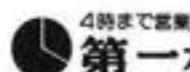
池袋支店 豊島区南池袋1-28-1 TEL 984-1181
池袋東口支店 豊島区東池袋1-36-2 TEL 984-1311
池袋西口支店 豊島区西池袋1-18-2 TEL 981-5211
大塚支店 豊島区北大塚2-13-10 TEL 949-1411

給与振込み制度



ボーナスや給料が、あなたの指定された第一相互銀行の預金口座（オンライン普通預金、総合口座）へ自動的に振込まれます。ご主人が出張や休暇中でも奥さまが支給日の午前中からご指定の口座で受け取れますし、支給日から一日のムダもなくお利息がつき有利です。また、現金を持ち歩かないので、盗難や紛失の心配もありません。

〈支給日〉の午前中に奥さまが受けとれる便利なシステム



4時まで営業
第一相互銀行

COMMUNITY BANK

あらゆる機能サービスを通じて、地域社会の発展と福祉にお役に立ちたいと願っております。

べりな東京相互銀行

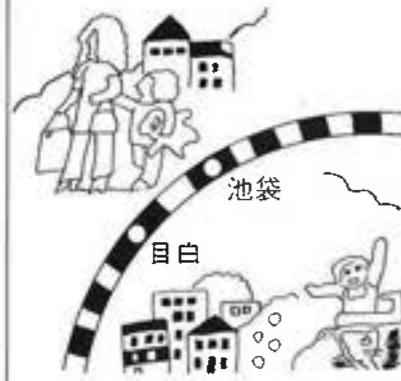
気さくな 銀行

三菱銀行

● 豊島区

- | | | |
|--------------|-----------------------------------|------------------------|
| * 池袋支店 171 | 西池袋1-22~8
池袋駅西口前 | 東京 986-5111(代)
(03) |
| 大塚支店 170 | 南大塚3-53-11
国電大塚駅南口 | 東京 983-9121(代)
(03) |
| 東長崎支店 171 | 南長崎5-28-8
西武池袋線東長崎駅前 | 東京 951-5421(代)
(03) |
| * 池袋東口支店 171 | 南池袋2-28-19 10
西武デパート前大通り、旧都電通り | 東京 984-7311(代)
(03) |
| * 駒込支店 170 | 駒込2-3-1
駒込駅前 | 東京 910-1111(代)
(03) |

豊島区の皆様にご奉仕する富士……



池袋支店 (983) 7221
豊島区東池袋1丁目1番6号 〒170
池袋西口支店 (984) 7111
豊島区西池袋1丁目15番2号 〒171
目白支店 (953) 3131
豊島区目白3丁目4番10号 〒171

皆様の  富士銀行

地元にご奉仕する

とみん銀行

現金自動支払機、預入機、両替機、夜間金庫など最新のキャッシュ・サービスをご用意し、皆さまのご利用をお待ちいたしております。

東京都民銀行 池袋支店

豊島区南池袋2-26 Tel. 982-6131(代)
(有楽町線出口・城北ビル隣り)

池信へ行こう

毎月26日は感謝デーです
池信が皆様をお待ちしております。 豊かな暮しづくりに
ふれあいの心を



池袋信用組合

理事長 角田善彦

本店／豊島区西池袋5-4-6 電話(984)3551
板橋支店／練馬支店／日暮里支店

皆さまの街の発展と生活に
お役に立ちたいと願っています

忙しい奥さまのお手伝いに……
ご商売の発展に……
住宅、結婚、進学などの生活設計に……

お気軽に、ひとまず

都信へ

- ※ くじ付定期預金好評取扱い中
- ※ 毎月5日は感謝デー都信の日です
御来店のお客様に贈品を差上げております



 **都民信用組合**

池袋支店

豊島区要町1-5 TEL (973) 7121

緑といふれあいを大切に。



わたしの街・きれいな街

明るい窓口

創立
1922年



巢鴨信用金庫

本店営業部 豊島区巢鴨2-11-5 TEL (918)1131
支 店 大塚・板橋・池袋・駒込・常盤台・江古田・志村・田板
練馬・戸田・成増・東池袋・西日暮里(11月開店予定)

地元のご繁栄にお手伝

毎日の生活をご便利に.....

東信の自動振替

事業の発展・暮らしの合理化に

東信のご融資



— あわせしない笑顔の窓口 —

東京信用金庫

豊島区東池袋1-12-5 ☎ (984)9111 大代表
(店舗・都内・近郊 21店)

豊島区内のお近くの店舗

本店営業部	豊島区東池袋1-12-5	☎ (984) 9111	大代表
要町支店	豊島区要町1-10	☎ (957) 3161	代
椎名町支店	豊島区南長崎3-2-14	☎ (953) 4611	代
東長崎支店	豊島区南長崎5-28-4	☎ (952) 3151	代

雪を拓く!

妙高高原大和スキーフィールド
北壳賀高原大和スキーフィールド
石打大和スキーフィールド

建設大臣免許(1)2016号
●社団法人日本宅地造成協会会員
●新潟地方梁造協会会員

大和スキー開発株式会社

本社：〒170 東京都墨田区東池袋15-2 東海企業ビル
電話 03(984)1674(代)

石打大和スキーフィールド管理事務所
〒949-63 新潟県南魚沼郡妙高町大字安野上
☎02578(3)1263
北壳賀高原大和スキーフィールド管理事務所
〒491-03 新潟県南魚沼郡山ノ内町大字夜向高尾元ノ山
☎02693(3)16953
妙高高原大和スキーフィールド管理事務所
〒491-21 新潟県南魚沼郡妙高町大字美保
☎02558(6)12524
大阪営業所
〒530 大阪市北区浪江町17番地(千代田ビル2階2F)
☎06(324)1255
名古屋営業所
〒456 名古屋市熱田区痛田町1-2(古川ビル4F)
☎052(682)0973
長野営業所
〒380 長野県大字南長野字高瀬1412-1(東口ビル)
☎0262(28)7165

高度成長から安定成長に移行しつつある我が国の経済政策のなかで、種々ととまどいが感ぜられる時代ですが、社会福祉の拡大とともにレジャー産業の位置づけも明確になりつつあります。弊社がスキー場の開発を手がけ、もはや、14年の才月が経ようとしています。その間弊社なりの経験を蓄積、その中から、更に新たなる発想により、よりよいスキー場の開発を心掛けております。弊社の特色は、地域と我々との結びつき、我々と大衆との結びつきを基本とするところで、大資本による買収ではなく、三者一体の中での開発こそ重要と考え今日まで努力してまいりました。これからも鋭意奮闘して世に誇るべき遺産となるような開発をしてみたいと願っております。



ただいま「きつけ教室」の電話予約受付中!

入学は1・2月、4・5月、9・10月です。

■入学金 ¥2,000 ■授業料 ¥2,500

■時間帯 10時~12時、2時~4時、6時30分~8時30分

■期間 3ヶ月修了(週1回×12回)

 **ハクビ京都きもの学院** 電話予約 984-8455
ハクビのきつけ

主な教室 ●銀座○新橋○新宿○渋谷○池袋○八重洲○大手町○浅草○錦糸町○中野○吉祥寺○立川○八王寺○本八幡○千葉○木更津○柏○横浜○横須賀○戸塚○大宮○北浦和○高崎○前橋○宇都宮○小山○栃木○郡山○平○水戸○日立○土浦●他、関東一円の主要都市に150教室ございます。

心ときめく 池袋に



21世紀への新都市創造

株式会社 新都市開発センター
代表取締役社長 太田信

〒100 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際ビル5階
☎ (03) 213-6921 (代表)



住友銀行

池袋支店

豊島区西池袋一丁目(池袋西口・ロータリー交差点角)
TEL (984) 5151 (代)

大塚支店

文京区大塚四丁目(大塚三丁目交差点角)
TEL (941) 6111 (代)

大塚駅前支店

豊島区北大塚一丁目(国電・大塚駅北口前)
TEL (949) 1521 (代)



暮らしをいっそう充実させるために
企業をますます発展させるために

お近くのサンワを
ご利用下さい。

- 本店／大阪市東区伏見町4丁目
- 東京本部／千代田区大手町1丁目
- 店舗網／国内200余 海外14



みなさまのお役に立つ
三和銀行

三和銀行 池袋支店 豊島区東池袋1丁目
TEL (03) 984-2131

三和銀行 墨田支店 豊島区墨田3丁目
TEL (03) 918-2131

三和銀行 豊島要町支店 豊島区要町1丁目
TEL (03) 955-1101

東京ビル(皇居前)

デイナーも、できる。



プレーだって、できる。



こんなにワイルドに使えます。

西武池袋店など27の百貨店各店

西友ストア全店

西武ピザ、パルコなど専門店

新宿劇場レストランなど18のレストラン

東京プリンスなど24のホテル

品川スポーツランドなど6つのボウリング場

人間ロングビーチなど3つのプール

苗場スキー場など9つのスキー場

軽井沢スケートセンターなど5つのスケート場

軽井沢72ゴルフなど18のゴルフ場

ピックボックス西武スポーツプラザ

西武トラベル

ホテルにも泊まれる。



西武の商品券